

第48回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

平成29年 3月10日 開会

伊方町議会

第48回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成29年 3月10日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	3月10日 10時00分宣告
応招議員	1番 竹内 一則 2番 廣瀬 秀晴 3番 清家慎太郎 4番 福島 大朝 5番 菊池 隼人 6番 山本 吉昭 7番 小泉 和也 8番 中村 敏彦 9番 吉川 保吉 10番 阿部 吉馬 11番 小林 絹久 12番 菊池 孝平 13番 中村 明和 14番 高岸 助利 15番 篠川 長治 16番 吉谷 友一
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 阿部 一寿 総 務 課 長 門田 光和 総 合 政 策 課 長 坂本 明仁 町 民 課 長 中田 克也 保 健 福 祉 課 長 橋本 泰彦 産 業 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 建 設 課 課 長 兵頭 達也 瀬 戸 支 所 長 井上 利彦 三 崎 支 所 長 大田 甚好 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 大野 金能 中 央 公 民 館 長 大森 貴浩
町長提出議案の項目	議案第8号 伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定について 議案第9号 伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について 議案第10号 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第11号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定について 議案第12号 伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について 議案第13号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第14号 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第15号 伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第16号 伊方町観光施設の一部を改正する条例制定について 議案第17号 行政機関等の保有する個人情報の適切かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について 議案第18号 伊方町工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例制定について 議案第19号 平成28年度伊方町一般会計補正予算（第7号） 議案第20号 平成28年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 議案第21号 平成28年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第1号） 議案第22号 平成28年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第

	2号) 議案第23号 平成28年度伊方町介護保険特別会計補正予算(第3号) 議案第24号 平成28年度伊方町介護サービス特別会計補正予算(第2号) 議案第25号 平成28年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) 議案第26号 平成28年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議案第27号 平成28年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号) 議案第28号 平成28年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算(第2号) 議案第29号 平成28年度伊方町水道事業会計補正予算(第2号) 議案第30号 平成29年度伊方町一般会計予算 議案第31号 平成29年度伊方町国民健康保険特別会計予算 議案第32号 平成29年度伊方町学校給食特別会計予算 議案第33号 平成29年度伊方町港湾整備事業特別会計予算 議案第34号 平成29年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 議案第35号 平成29年度伊方町介護保険特別会計予算 議案第36号 平成29年度伊方町介護サービス特別会計予算 議案第37号 平成29年度伊方町公共下水道事業特別会計予算 議案第38号 平成29年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算 議案第39号 平成29年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 議案第40号 平成29年度伊方町風力発電事業特別会計予算 議案第41号 平成29年度伊方町水道事業会計予算
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第21条)
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)
	1番 竹内 一則議員
	2番 廣瀬 秀晴議員

伊方町議会第48回定例会議事日程（第1号）

平成29年3月10日（金）
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」
「系統議長会報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定について
(議案第8号)
- 〃 第 6 伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
(議案第9号)
- 〃 第 7 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議案第10号)
- 〃 第 8 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定について
(議案第11号)
- 〃 第 9 伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について
(議案第12号)
- 〃 第10 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
(議案第13号)
- 〃 第11 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
(議案第14号)
- 〃 第12 伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
(議案第15号)
- 〃 第13 伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について
(議案第16号)
- 〃 第14 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

(議案第 17 号)

- 日 程 第 1 5 伊方町工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める
条例制定について (議案第 18 号)
- 〃 第 1 6 平成 2 8 年度伊方町一般会計補正予算 (第 7 号) (議案第 19 号)
- 〃 第 1 7 平成 2 8 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
(議案第 20 号)
- 〃 第 1 8 平成 2 8 年度伊方町学校給食特別会計補正予算 (第 1 号)
(議案第 21 号)
- 〃 第 1 9 平成 2 8 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第 2 号) (議案第 22 号)
- 〃 第 2 0 平成 2 8 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
(議案第 23 号)
- 〃 第 2 1 平成 2 8 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算(第 2 号)
(議案第 24 号)
- 〃 第 2 2 平成 2 8 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(議案第 25 号)
- 〃 第 2 3 平成 2 8 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) (議案第 26 号)
- 〃 第 2 4 平成 2 8 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予
算 (第 2 号) (議案第 27 号)
- 〃 第 2 5 平成 2 8 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算(第 2 号)
(議案第 28 号)
- 〃 第 2 6 平成 2 8 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(議案第 29 号)
- 〃 第 2 7 平成 2 9 年度伊方町一般会計予算 (議案第 30 号)
- 〃 第 2 8 平成 2 9 年度伊方町国民健康保険特別会計予算 (議案第 31 号)
- 〃 第 2 9 平成 2 9 年度伊方町学校給食特別会計予算 (議案第 32 号)
- 〃 第 3 0 平成 2 9 年度伊方町港湾整備事業特別会計予算 (議案第 33 号)
- 〃 第 3 1 平成 2 9 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算
(議案第 34 号)
- 〃 第 3 2 平成 2 9 年度伊方町介護保険特別会計予算 (議案第 35 号)
- 〃 第 3 3 平成 2 9 年度伊方町介護サービス特別会計予算 (議案第 36 号)
- 〃 第 3 4 平成 2 9 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算 (議案第 37 号)
- 〃 第 3 5 平成 2 9 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予 (議案第 38 号)

- 日 程 第 3 6 平成 2 9 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
(議案第 39 号)
- 〃 第 3 7 平成 2 9 年度伊方町風力発電事業特別会計予算 (議案第 40 号)
- 〃 第 3 8 平成 2 9 年度伊方町水道事業会計予算 (議案第 41 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（吉谷友一） 皆さん、おはようございます。

これより伊方町議会第 48 回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（吉谷友一） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。本日ここに、伊方町議会第 48 回定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会には平成 29 年度の当初予算を提示させていただいておりますので、新たな年度を迎えるにあたり、私の所信の一端を申し述べ、議員の皆様にも町政運営に対してのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今回提案をいたしております平成 29 年度一般会計予算の総額は、80 億 2,626 万 1 千円でございます。前年度に比べ 13 億 3,438 万 3 千円、率にして 14.3%の減となっております。

また、当初予算の額が 80 億円という予算規模につきましては、合併後、最も低い予算規模となりましたが、今回、予算が大きく変動した理由といたしましては、歳入におきまして、来年度の電源立地地域対策交付金が約 3 億 3 千万程度の減額となる見込みであること、また、合併に伴う地方交付税の合併算定替えによる財政支援につきましては、既に今年度から段階的な削減が行われておりますことに伴い、来年度は今年度実績に比べて 4 億円程度の減額となる見込であることから、歳出面におきまして普通建設事業費を大幅に切り詰めた予算となっております。

しかしながら、万が一の災害に備えた防災・減災対策事業や避難施設の整備等、住民の安心安全な暮らしを守るために、引き続き取り組むべき事業や第一次産業をはじめとした地域経済の活性化対策、子育て環境の充実や高齢者福祉の充実など、解決すべき町政の課題が山積をしておりますことから、今後、新たに交付される予定の再稼働交付金や廃炉交付金を有効に活用すると共に、なお不足が見込まれる財源を確保するために、伊方発電所に保管貯蔵されております使用済核燃料に対して、先進の立地自治体の例を参考に、使用済核燃料税の課税について具体的な検討に着手したいと考えておりますところでございまして、去る 3 月 8 日に、四国電力に対して協議の申し入れを行ったところでございます。

今後、新税の課税に関する協議が整い、課税の見通しが立ちましたら、議会の皆様にもご報告をさせていただき、条例制定等の必要な手続きに関し、ご助言とご協力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、来年度の一般会計予算に計上いたしました新たな取り組みの一端をご紹介させていただきます、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、私の公約の一つとして目指しております、子育て支援ナンバーワンのまちの実現に向けての取り組みといたしまして、「結婚祝い金支給事業の拡大」として、これまで、町内で農林漁業及び商工業を営む後継者が結婚をいたしました際に、10万円の結婚祝い金を支給をいたしておりましたが、新年度から、従事している職種にかかわらず広く祝い金を支給する制度に拡充することといたしまして、30組への祝い金を予算計上いたしております。

次に「子育て応援券交付事業」でございますが、4月から愛媛県が取り組みます「子育て応援券交付事業」として、紙おむつ等の購入時に活用できる金券を5万円分、第2子から交付する事業が始まることとなっておりますが、伊方町では第1子にも対象を拡大して実施するための予算として、第1子が20人、第2子が25人の対象児童を見込み計上をいたしております。

次に、防災対策の分野でございますが「場外離着陸場建設可能地調査選定委託事業」といたしまして、災害時や救急患者の輸送の際にヘリコプターを活用するため、町内のヘリポート離着陸場として活用可能な適地の調査を行うための委託料を計上し、将来のヘリポートの確保につなげたいと考えております。

次に、農業振興の分野では、これまでも様々なご意見をいただいておりますイノシシの捕獲対策につきまして、伊方町有害鳥獣連絡協議会への補助金について、来年度からは、イノシシの捕獲1頭当たりの単価を1万円に統一をいたしまして、年間捕獲見込み数500頭分と捕獲罠の購入に関わる補助金を計上しています。

次に、観光・ツーリズム・商工業の振興の分野では「佐田岬灯台100年記念事業」として、記念式典、記念イベント等の開催経費を計上をいたしております。また、この際、佐田岬はなはな、瀬戸アグリトピア、きらら館等の指定管理施設につきまして、今後の有効活用の方法等について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、平成29年度一般会計の主要な新規事業の説明とさせていただきますが、町長就任から予算編成までの限られた時間の中で、今後取り組んでまいります政策の芽だし程度の内容となっておりますが、伊方町が抱える様々な課題に対し、町民目線を大切にしながら、伊方町の融和と発展のため、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会にご提案いたします案件でございますが、

- ・ 条例制定及び改廃に関する議案 11 件
- ・ 平成 28 年度一般会計及び特別会計補正予算 11 件
- ・ 平成 29 年度一般会計及び特別会計当初予算 12 件
- ・ 工事請負契約の変更に関する議案 2 件
- ・ その他 2 件でございます。

いずれの案件も町政を進める上で、非常に重要な案件であります。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉谷友一）　ここで若干、時間をいただきまして、先般就任されました、濱松副町長に演壇にて就任のご挨拶をいただきたいと思ひます。

○副町長（濱松爲俊）　議長

○議長（吉谷友一）　副町長

○副町長（濱松爲俊）　皆さん、おはようございます。去る、2月21日開催の臨時議会におきまして、議会の選任同意をいただきまして、副町長に就任いたしました濱松でございます。身に余る職責の重さと責任の重大さを身が引き締まる思いであります。高門町長の補佐役として、誠心誠意職務に邁進してまいりたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

さて、明日3月11日は、東日本大震災から6年目を迎えます。高門町長の政策主要課題の1つであります。町民の安心安全対策にも関係することであり、今一度災害対策について、再認識いたしたいところであり、本町における多くの政策課題の山積する中、高門町長の所信にも掲げております。少子高齢化対策と一次産業の振興による地域活性化を図るため、積極的な政策展開を行って参りたい所存でございます。伊方町の新たな町づくりに微力ながら、真摯に向かい合って参りますので、決意を新たにしております。なにぶん、微力ではございますが、皆様方の指導とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、簡単粗辞ではございますが、副町長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉谷友一）　ありがとうございます。今後のご活躍をご期待申し上げます。

議事日程報告

○議長（吉谷友一）　「議事日程報告」を行います。

本日の議事日程はお手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉谷友一）　日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 竹内一則議員、2番 廣瀬秀晴議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉谷友一）　日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会議は、本日から3月15日までの6日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、6日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（吉谷友一） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布してあるとおり監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、系統議長会報告を行います。先般、2月15日に第68回愛媛県町村議会議長会定期総会が開催され、これに出席し、その概要をお手許に配布しておりますので、お目通しください。なお、総会の資料は事務局に保管しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（吉谷友一） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。受付順に、中村明和議員、篠川長治議員、清家慎太郎議員の順にお願いをいたします。まず、中村明和議員お願いをいたします。

○議員（中村明和） 議長

○議長（吉谷友一） 中村議員

○議員（中村明和） 皆さん、おはようございます。議長より一般質問の許可を得ましたので、大綱で2点いたします。

伊方町における農業・漁業は、かつてない極めて厳しい現状にあり、町には、町民に夢と希望を与える施策を展開する責務があると認識しております。

そこで、町政の重要課題の一つでもあります一次産業の活性化の政策についてお伺いいたします。

2005年の合併当時12,095人であった人口は、2016年末には9,917人まで減少し、町の一次産業、農業・漁業の従事者の高齢化、後継者不足が益々深刻な状況になってくると見込まれます。

合併して早12年が過ぎようとしていますが、大胆な施策をとらなかったことが大きな要因ではないかと私は思っています。確かに農業においては農道の整備やモノレールの新設、猪よけの鉄柵、電気柵の補助金、伊方・三崎共選場の設備補助金、また農業・漁業後継者への補助金、そして漁師、漁協にも多額の補助金を町として出してきましたが、活性化には至っていないのが現実です。

私は、このような施策も大事なことだと思っておりますが、農業・漁業者には守りの姿勢のように思われます。

伊方町の一次産業を活性化させるためには、生き残りをかけた中長期にわたり攻めの戦略が必要で、あらゆる支援措置を活用して、自然環境、地域資源を活かした町まるごとブランド化、早急に推進する必要があると考えております。

私が平成25年に提案しました、島根県隠岐郡海士町の議員視察で得たことは、この伊方町でも活かせると信じています。海士町では農水産物を加工し、特殊冷凍（CAS）を一次産業の復活と後継者育成につなげるために、全国自治体の中でいち早く導入して成功し、全国から視察に訪れると聞きました。伊方町の漁業は、獲れるときは大量に獲れて値崩れし、漁の無いときは、2、3ヶ月の間は、獲れないのが現状です。大量に獲れたときの魚を（CAS）に保存して一年を通じて販売すれば、漁師の手取りも大幅に増えるのではないかと思います。また、柑橘の清見タンゴールも販売時期を夏のお中元として売り出せば、農家の手取りも増えていくと思っております。

特にこれからの漁業は、獲る漁業から育てる漁業に活路を見い出していかなければなりません。幸いなことに伊方町には種苗センターがあります。鮑・岩ガキ・ナマコ・ムラサキウニ・ワカメ・昆布養殖を町が推進すれば漁師になる若者も増えてくると思います。自然の獲る漁師であれば一人前になるまで4、5年はかかりますが、鮑・岩ガキ・ナマコ・ムラサキウニ・ワカメ・昆布の養殖であれば2年で収入を得ることができます。また、自分で努力すれば生活もできると思います。

日本全国どの自治体も生き残りをかけ、町長がトップセールスを行っていますが、町の活性化に成功した事例は少ないと聞き及んでおります。

高門町長は、就任挨拶で、融和と発展という言葉が使われましたが、一次産業の活性化にはあまり触れられておりませんでした。

町長になられて5ヶ月あまり、今の伊方町の農業・漁業、特に漁業を活性化させるために、今後どのように取り組まれるのか、具体的にお答え下さい。

次に、地域が自立し発展する為には、経済を活性化させる政策として、観光産業の振興が大切であると考えておりこれについてお伺いします。

日本一細長い佐田岬半島、四国の西の玄関、三崎港に昨年4月にオープンした町交流観光施設「はなはな」が間もなく一年になります。私の目にはあまり活気の無いように見受けられます。確かにイベントを開催された時などは、多くのお客さんが来ますが、普段の日は、最近少なくなったように見受けられます。

今年は、佐田岬灯台の点灯100年目にあたり、町としてもいろいろなイベントを企画されていると思いますが、持続可能な観光客を呼び込む対策に早急に取り組まなければならないと思います。

昨年11月に松山での勉強会で中村知事と話す機会があり、中村知事は、初めて船で海から

灯台を見て大変感動し船からの灯台めぐりも観光資源になるのではと私に力説されました。私は、観光交流施設「はなはな」を拠点に、町の遊覧船で岬めぐり、佐田岬灯台、速水の瀬戸の潮流体験、船上海鮮バーベキューなどで、お客様に満足していただき帰りには「はなはな」の売店で、伊方町の特産品を土産に買っていただけるように取り組みが必要だと思っております。

私は、観光振興に当たっては、観光の原点、課題を十分踏まえた上で各種施策を講じなければならないと思います。

つまり観光の原点は、単に名所や風景を見せることだけではなく、地域に住む人々がその地に誇りを持ち、幸せを感じることによって輝きを増すことにあります。その為には地域の自然、歴史、文化、伝統など地域の資源を活用しながら、魅力ある地域づくり・町づくりと連動した観光地づくりを進めてこそ、人々に愛され、地域経済の活性化にも役立つ観光地になるものと考えております。

高門町長は、観光産業の振興を図るうえで、今後どのように取り組まれるのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉谷友一） 只今の中村明和議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長（高門清彦） 中村明和議員のご質問にお答えをいたします。私も一次産業の活性化こそが伊方町の将来、生き残る道だと考えております。町政の最重要課題と捉えておりますことを冒頭述べさせていただきたいと思っております。

まず最初に、大綱1「一次産業の活性化の政策について」に関するご質問でございますが、伊方町の一次産業における現状は、議員、ご指摘のように、従事者の高齢化、後継者不足による担い手確保が重要な課題となっております。

町では、これらの課題に対応するため、関連施設の整備・更新等の基盤整備による省力化や所得の向上の他、新規就業者の研修や生活安定等に対する支援、労働力確保対策等を通じまして、一次産業の振興に取り組んでおります。

さて、議員が攻めの戦略の一つとして取り上げられておられます、島根県海士町の特殊冷凍技術（CAS）を導入した事例につきましては、地域産品のブランド化に成功した優良な事例の一つであると思っております。一方、CAS設備の導入に係る多額の経費やランニングコストと、それによる需給量のバランス、販路の問題等々検討を要する部分も多いことや全国的には、これ以外にも様々な取り組みが行われている状況であるとお伺いをいたしております。

このようなブランド化を推進する事業につきましては、伊方町においても、いくつか実施をいたしております。その一つは、議員ご質問の中にもございました清見タンゴールの低温貯蔵でございます。これにつきましては、平成26年度に、三崎共撰に整備をした低温貯蔵設備により、清見やデコポンの出荷時期を7月程度まで調整をすることで、果実の品質と販売

価格の向上を図り、農家収入の増加とブランド化に貢献をしているものでございます。この設備は、CASのような冷凍設備ではございません。柑橘に対する冷凍技術の有効性は、現在のところ、残念ながら未だ確立をされているとまでは言えず、現時点では、低温貯蔵が、その機能と有効性を果たしていると思っております。この他、一次産品やその加工品に関しましては、今年度設置した「佐田岬特産品促進協議会」におきまして、ブランド化に向けて、町内の既存の販売拠点施設の活性化や魅力ある商品の発掘等を行うことその他、去る2月4日、5日の両日には、東京浅草の商用施設「まるごとにつぼん」で、伊方町の特産品フェアを開催をし、ブラッシュアップした地元特産品の販売、PRを通じて、商品のマーケティング調査と販路の拡大を図っているところでございます。この他、漁業の面でも、水産ブランド化推進検討委員会のなかで、その方向性を確認し、具体的な方法を探ってまいりたいと考えております。

次に、トップセールスにつきましては、私自身、広告塔となって積極的に取り組んでまいりたいと考えております。今ほど申し上げました「まるごとにつぼん」で、今月18日から開催をいたします。2回目の特産品フェアでは、皆さんと一緒に、伊方町と伊方町の特産品のPRに汗を流したいと考えております。もちろん、これ以外にも様々な場面でできる限りPRに努めてまいりたいと思います。また、伊方町とその物産をPRしていくうえで、町単独で展開するだけでなく、えひめブランドの推進に積極的に取り組んでいる愛媛県や都市圏での西宇和みかんのPRにも取り組んでおりますJA西宇和等とも連携をいたしまして、愛媛の中の伊方、西宇和の伊方としてもPRを積極的にしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さて、議員、ご質問の「今の伊方町の農業・漁業、特に漁業を活性化させるために、今後どのように取り組まれるのか、具体的に」ということでございますが、まず、農漁業ともに、担い手の確保は、人口減少に歯止めをかけるということにも絡んで、町の活性化のために非常に重要な課題であると認識をいたしております。それと共に、ブランド化により、農漁業をより魅力的なものにしていくこと、お金を稼げるものにしていく必要がございます。担い手の確保、ブランド化、今、現在、「待ったなし」の状況の中で、どちらも同時に推し進めていくことが重要となっております。具体的には、担い手確保のための新規就業者の確保につきましては、今まで、町独自の「新規就業者支援対策事業」により、18歳から40歳の就業者に対して、その就業経費等の支援を行っておりますが、新たに年齢要件の緩和やIターン就農者のサポート強化にも努める予定でございます。また、労働力確保の支援につきましては、一定の成果を上げております松山大学との連携による農家支援や西宇和みかん支援隊活動による農作業支援を継続をしていくと共に、今年度、愛媛県が町内で実施をして好評を得ておりますワーキングホリデー事業につきましても、町として積極的に支援してまいりたいと考えております。

なお、漁業における新規就業者対策につきましては、従来の農業に比べて手薄感があつた

かと思いますが、先に開催をした産業関係団体等との懇談会の席で、色んなご提言のございました就業時に必要となる様々な経費に対する新たな支援策について、現在検討をいたしているところでございます。

また、ブランド化につきましては、現在、実施しております事業の成果として、課題が抽出されてきておりますので、これらを検討のテーブルに上げ、着実に形にしていきたいと思いますと考えております。これらの事業を含め、これまでやってきた事業につきましても、精査してまいりますと共に、より効果的な事業を関係者の皆様のご意見を伺いながら実施してまいりたいと考えておりますので、中村議員におかれましても今後とも積極的なご提言を賜り、またご理解をいただきたいと存じます。

次に、大綱2の「伊方町の観光産業について」のご質問にお答えをいたします。

まず、平成27年4月にオープンをいたしました伊方町観光交流拠点施設佐田岬「はなはな」につきましては、初年度の案内所への来客数は、約14万7千人、平成28年度は、1月までの状況として約13万2千人と同程度となっております。

ただし、売店の売り上げにつきましては、5月の九州での地震に伴うフェリー利用客の大幅な減少により、1割程度減少するのではないかと見込まれております。まだまだ、安定しているものではありませんが、今後、商品や施設の充実、PR方法等、関係者の意見を集約して、積極的に取り組んで行かなければならないと思っております。

また、佐田岬灯台点灯100年の記念行事につきましては、これを契機に、灯台や佐田岬半島に、より多くの観光客の誘客を図り、そのための事業が持続できるよう展開していく計画でありまして、4月2日のオープニングイベントを皮切りに、佐田岬「はなはな」を一つの拠点として展開していく計画といたしております。その中で、いやしの南予博において実施をされました灯台クルージングなどの、町民の方々の自主企画イベントにつきましても、継続・進化していけるよう支援をしていきたいと考えております。

さて、「観光産業の振興を図るうえで、今後どのように取り組んでいくのか。」というご質問でございますが、伊方町の観光産業の振興につきましては、平成25年度に策定いたしました「佐田岬観光まちづくり計画」に基づき、「暮らすしあわせ。訪れるしあわせ。」をテーマに、佐田岬の自然や文化、施設等を活用をして展開をしているところでございます。わが町が観光産業で活性化を図るために、何に、どのように取り組んでいくべきかの指針となるのが、この「観光まちづくり計画」でありますので、これを形にしていくことが重要であると考えております。観光産業も時代の流れで、いろいろと様変わりをしていく中、伊方ならではの自然や生活・文化・歴史・産業・人等これらをすべて活用し、「佐田岬へ行きたくなる、体験したくなる。泊まりたくなる。食べたくなる。そして、また、行きたくなる。」そんな魅力ある観光地としていかなければならないと思っております。そのためには、この計画にもありますように、関連施設の整備、特産品の開発、販路の開拓、そして有効なPR等が重要と考えております。

具体的には、来年度の佐田岬灯台点灯 100 年、えひめ国体を大きなチャンスと捉えて、体制の整備、広報 PR に努めていかなければならないと思います。その中で、現在、計画をいたしております来年度事業の一つをご紹介しますと、テレビ番組の製作放映事業がございます。

この事業では、都会の子供たちが伊方町を訪れ、地元の子供たちとの交流をし、伊方町の観光や自然・生活等を体験し、人とのふれあいの中で、感動・発見を通じて友情を深めるという 60 分の番組を民間テレビ局が制作をして放映するもので、この中に、町として売り出したい内容を織り込んで PR するものでございます。

この番組は、夏休み中に県内の民放で放映をいたします他、BS でも全国放送することになっており、加えて、夏休み中に東京の羽田空港を発着する京急電鉄で、ひとつの列車内のすべての中吊りや窓上のポスターを伊方一色とした広告列車を約 2 週間運行をすることで、より多くの人々に、四国愛媛の佐田岬半島の伊方町に気づいてもらい、訪れるきっかけを作るものであり、その費用 250 万円を当初予算に計上させていただいております。このような効果的な PR やイベント等の実施につきましても、町として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、観光業の振興を持続的に展開をしてまいるために、最も重要なことは、議員ご指摘のとおり、観光客を実際に受け入れる町民の方々がいかにふるさと伊方を愛し、伊方の魅力アップに精力的に取り組んでいくかにかかっていると思っております。主役はあくまで町民一人ひとりであり、民間団体であります。

町と致しましては、それぞれの活動を適切に支援していくことが、重要な役割であると思っておりますので、皆様のご意見を伺いながら、官民一体となって進めてまいりたいと考えております。また、先ほども申し上げましたが、私自身も先頭に立って、広告塔となって進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、中村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し一つの大綱につき、2 回以内と定めます。中村明和議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（吉谷友一） 中村明和議員

○議員（中村明和） 町長の前向きな答弁ありがたく考えております。私もこの年齢にして、半農半漁従事しておりますので、農業の方は本当あらゆる政策を講じてもらっておるので、あらゆる補助金、共選の方前向きに清見タンゴールなんかも販売していただいて大変いい施策やと思っておりますが、その面、漁業、農業よりも漁業の方が危機感を感じておる訳なんです。と申しますのも今度新しく改修、種苗センター改修してくれるのは、有難いんですけど、そこに従事する技術者、専門職をどうしてもこう 1 人町の方から雇用していただきたいとあ

らゆるその養殖できるような、私は漁師と言いながら、鮑養殖をメインでやっておりますけれども、今の八幡浜漁協は分かりませんが、三崎漁協の場合ですね、現在・・・が106円ぐらいやったかな。私が理事をしようとした20年前ぐらいは、その倍ぐらいあったと思うんですが、これを何とか歯止めをせないけんためには、漁協だけの資金ではやっていけない。どうしてもやっぱ海士町の見とつても行政が主導になって、あらゆる事業を展開しとるんですよ、私等としても今回機構改革で、建設産業を分けて、また元に戻して、農業なり水産業なりやってくれるということで、大変ありがたいと思っております。

町長も言われましたようにトップセールスもする言うことですが、その技術者を早急にして、メインは獲る漁業やけど、養殖も兼ねた兼業の副収入のできるようにしていただいたら歯止めが少しでも効くんやないかなと。今の施設完成してもおそらく結果でるまでまだ10年はかかると思うんですよ。鮑の放流も施設して1年、稚貝できるまで2年、放流して、獲って販売できるまで3年かかるんです。だから、早急にこの漁業の方のことをやっぱメインに、農業よりも考えていただかんかったら、後継者不足、高齢化というのは、早急に迫ってきておりますので、これ1点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉谷友一） 只今の中村明和議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 只今の質問でございますけれども、1点目は種苗センターに専門職をとということかと思っております。現在、先ほども町長の答弁にありました、水産ブランド検討委員会の中で、この設備の改修また技術的なことについても専門家の方のご意見をいただいて、検討をしておりますのでございます。それによりまして、必要な設備を更新することによって、現在抱えているような問題については、かなりの部分が手を打つことができると考えております。技術者の問題につきまして、この設備につきましては、鮑を育成することに関する設備でございますので、これに関する技術については、現在の技術者そして専門家の違う声によって、ある程度のものを確保できるものと思っております。以上でございます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（中村明和） 議長

○議長（吉谷友一） 中村議員

○議員（中村明和） 課長の答弁で余り前向きな、何も進歩ないように思うんで、ブランド化の委員に私なってますけど、あそこの専門家の方の発言では、私は、20年前に三崎漁協が取り組んできたようなことをまた同じようにやりよるということやろうと、私は受け止めてないんですよ。そやなしに、町として何ができるかと言えば、町専門の技術者雇用していただくとか、そしてその養殖する場合には、資金いるんですよ。養殖の。そういう資金を町独自が貸し出していただくとかそういうことなんです。それをそのしていただけるのかどうか。今からその全面的に農業は何か一生懸命やってきれいな製品作れば、今の農業であ

ればまあまあ生活できる。漁業の場合は、目に見えて継ぎ足していくような現実なんですよ。それを早急に取り組んでいただきたい。それをお願いしたいんです。

○議長（吉谷友一） 只今の中村明和議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長（高門清彦） 深刻な状況というのは、十分理解をしておるつもりでございます。農業も漁業も私は、同じように大事だというふうに思っております。農業の技術者の場合も町独自で技術者を採用しておるといふような現状ではない。農協とあと県の普及員ですか、そういうふうなのが現状であろうというふうに思います。町独自で、農業あるいは漁業に技術的な指導云々につきましては、将来の検討課題とさせていただきたいなというふうに思っております。他のいろんな課題につきましては、私は就任当初から申し上げておりますように現場のことは現場が一番よく分かっておる訳でございますので、漁業関係者の皆様方の本当に切実な声を伺いながら、町としてできる限りのことは、やって参りたいというふうに考えておりますので、今後共のいろんなご提言を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（吉谷友一） 以上で、中村明和議員の大綱1を閉じます。

中村明和議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（吉谷友一） 中村明和議員

○議員（中村明和） 先ほどの町長の答弁で、大変私等の知らんところで、結構早取り組んでいただいているのは、よく分かりました。それでですね、今の伊方町各「はなはな」「きらら」瀬戸の「アグリ」そして今年度から「灯台」と観光施設、商業施設あるんですけど、あまりその点々とは散らばってはおるみたいですけど、線のその結びつきが少ないように思うんです。先ほどの答弁で分かるんですけど、前私は「はなはな」できる時に並みのことをしよっても人は来ないよと、魅力あることしよう思うたら、度胆抜くようなことしなかつたら、並みのことしよっても観光客呼び込めないのは、前の時から私言うてきたんですけど、それをその危機感を持って、早急にその対応していただいたらなと思うんです。今、年間あそこのフェリーの50万ですかね、約。その人等はやっぱその1時間でも2時間でも、伊方町巡って、1便遅らせてでもフェリー乗ろうかないような魅力あることを取り組まんことには、ダメや思うんですよ。灯台行っても、今の旧三崎町の釣り場のお客さん等でも、釣りは来ても三崎にお金は落とさないといっしょで、陸から灯台行くだけであつたら、何もその灯台見てドライブして帰ると、そやなしに伊方町に少しでもお金を落としていくための施策を講じていただきたい。それをちょっと聞かせて下さい。

○議長（吉谷友一） 只今の中村明和議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業建設課付課長（兵頭達也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 只今のご質問でございますが、まず町内にあります。きらら館・瀬戸農業公園・はなはな、後関連施設の連携ということでございますけれども、観光まちづくり計画の中にもありますようにそれぞれの個性を活かしながら、全体の誘客を図れるように連携を取るようなことでやっていきたいと思っております。具体的には、今特産品の促進協議会の中におきましても既存の売り場の機能アップというようなことで、問題点等の解消をいたしまして、それぞれの個性が発揮できるような政策を取りたいということで、来年度予算を組みまして、改良をしてまたそれぞれの売り場の耐震改善につきましても起動をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（中村明和） 議長

○議長（吉谷友一） 中村明和議員

○議員（中村明和） あらゆる施策もそうですけど、とにかくスピード感持ってやっていただきたい。この高齢化、特に高齢化率が進む中で、その時間は貴重に、全役場職員一丸となつてですね、いいアイデアをだして、何とかやっぱ高門町長が前向きにやろうとしとることに対して、全員協力していただいて、私等議員も協力できるように、また町民目線からも何とかこのままではいかんかと伊方町をなんとかしなければいかんという、町民の活力を生み出していくのも行政の政策やと思いますんで、よろしく願いいたします。

○議長（吉谷友一） 只今の中村明和議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。町長

○町長（高門清彦） 力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。私も精一杯頑張つてまいりますし、役場の職員の皆さんもその気持ちで一緒になっていていただくというふうに思っております。副町長も選任をしていただいて、新たな船出をさせていただいた訳でございますので、精一杯今後とも頑張つてまいります。今後共のご指導をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉谷友一） 以上で、中村明和議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は、11時からといたします。

休憩 10時50分

再開 11時00分

○議長（吉谷友一） 再開をいたします。続いて、篠川議員の一般質問をお願いいたします。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 私は、職員の原子力や放射線などの研修と発電所の安全対策等について、質問いたします。

第3次、伊方町行政改革大綱主要項目の実績報告では、職員の原子力や放射線などの研修への参加について、原発の立地自治体職員として、原子力等への研修への参加により、幅広い知識を習得し、住民サービスの向上を図る。などとしております。

実施状況は、平成25年度から毎年2回の研修に4人の職員が受講し、今後も原発等に関する知識の習得に取り組むとしております。このため職員以外の研修支援を継続することにより、職員のスキルアップを図る必要があるとしております。この研修が、原子力発電の安全対策ひいては、住民生活の安全につながると思います。なお、原子力や放射線等は、専門的な分野であるため担当課を重点に、知識を深める研修が大切ではないかと考えております。

さて、国の原子力規制委員会が、新規制基準に適合していると判断した、伊方原発3号機の重大事故対策。いわゆる、伊方発電所の過酷事故対策シナリオは、伊予灘を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震により、非常用ディーゼル発電機など、すべての交流電源が喪失したことを前提としております。

この事故の対処方法として、伊方発電所のシミュレーションは、事故発生から約19分で炉心溶融、約49分後に代替格納容器スプレイ注水開始、約90分後に原子炉容器溶融、原子炉容器破損、溶融炉心が、格納容器への落下を想定しております。

しかし、事故後49分までに、代替格納容器スプレイ注水を開始すれば、原子炉格納容器は、底面からの水位1.3m、約300 m^3 の水で、落下する溶融炉心を冠水・冷却することで格納容器の損傷が防止できるとしております。

(1)として、定格150 m^3/h の代替格納容器スプレイポンプでは、前述の300 m^3 に満たないかと思えます。(150 m^3/h は、毎分注水量2.5 m^3) 圧力容器損傷までの注水時間は約41分、41分間の注水量は102.5 m^3 。従いまして、300 m^3 には、197.5 m^3 の不足となります。この不足分は破断した大型配管に運転中約200 m^3 の水が循環しており、この200 m^3 プラス102.5 m^3 で、300 m^3 を超える水が確保されるとしております。

そこで、①として、圧力容器に直結した大型配管(直径1.47m)には運転中、高圧高温(約160気圧・320 $^{\circ}\text{C}$)の一次冷却水が循環しております。この配管が破断すると、噴出する熱水は殆ど蒸発すると思えます。スプレイ注水等約41分等で、約200 m^3 の復水ついて説明を求めます。

②として、大型配管破断で原子炉等への流入する水は、一次冷却水循環系統と燃料取替用水タンクと補助給水タンク等が考えられます。この両タンクの海拔と大型配管破断個所との各海拔は、どれ位でありますか。

③緊急時原子炉への注水は、格納容器スプレイ注水系と圧力容器冷却水系の2系統かと思えますが、他に全交流電源喪失した時に注水ラインがありましたら説明して下さい。

④巨大地震による緊急事態には、原子炉内の核燃料集合体等は、速やかに冠水、水没することが、環境への放射能漏出を防ぐ唯一の手段であると思います。この作業は全て優先すると思っております。

(2) 47 回定例会で、担当課は次のように答弁しております。有事の際には、非常用冷却装置というのが、いくつもございます。これを、稼働して注水する。それが有効に稼働できなければ、最終的には、代替格納容器スプレイ注水が 49 分以内にできれば、格納容器の損傷は防げる。万が一の状況を想定して対策を講じている。

四国電力のシナリオでは、19 分で炉心溶融という重大事態に至ります。このような限られた時間で的確な判断が、要求されます。伊方発電所では、深層防護の目的達成に有効な複数の多層の対策を用意し、かつ、それぞれの層の対策を考えると、他の層での対策に期待しないなどから、①大型ポンプ車 2 台、②中型ポンプ車 8 台、③加圧ポンプ車 6 台等の設備を備えております。

そこで、前述④に対する、電力の回答を参照しますと、事故時においては、核燃料を冷却するために、非常用冷却装置（ECCS）を従前より設置しております。新規規制基準施行後は、更にポンプ車などの安全対策を設置し、更なる安全対策を実施している。とのことであります。

これは前記の①～③のポンプと理解しております。ところが、担当課がむやみに水を送り込むというよりも、事象の進展に応じて段階的に対策を講じていくという手順によって、格納容器内で使用可能な装置を水没させることなく、冷却機能として有効活用するという考え方を優先することから、2 系統並行注水が最も有効な方法とは考えていないとは机上のシナリオではないかと思えます。

原子力新規規制基準適合審査について、ある論評の中で原発の過酷事故に関し、厳正な審査を求める問題の論点などから、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉格納容器へ注水する手順等を整備することとなっているようであります。

ところが、原子炉容器への注水を行なわない、行なえないというのでは、この審査基準に反しているのではないかと等について。規制庁は、審査会合でこの対応の再検討を事業者に求めたが、伊方以外の原発については未だに回答はないとのことであります。これは、2014 年 1 月 29 日、参議院会館での市民団体による適合審査に関する政府交渉での規制庁回答であります。

このような対応は、加圧水型原子炉使用の各社においてほぼ同じようなこととあります。四国電力のシミュレーションは、事故発生から約 49 分で代替格納容器スプレイ注水開始、約 24 時間後に再循環ユニット作動、そして 48 時間後には、格納容器の圧力と温度を安定した状態まで下げることに成功としております。

平成 27 年 12 月定例会で私の質問に、前町長山下氏は、原子力規制委員会からの回答内容であることを断ったうえで、約 4000 m³注水した場合の水面から格納容器底部までの深さは約

8.1m、約 6000 m³注水した場合の水面から格納容器底部までの深さは 10.3m。この水面は、炉心発熱有効長さの約半分の高さ、つまり核燃料の半分位の高さとなるとしております。

そこで (2)－①有事の際には、非常用冷却装置というのがいくつもある。とのことですが、全ての交流電源が喪失した緊急事態に、それはどのような冷却装置を指すのか説明を求めます。

②むやみに水を送り込む等とっているが、巨大地震等の緊急事態には、原子炉内の核燃料集合体等は、速やかに冠水、水没することが、環境への放射能漏出を防ぐ唯一の手段である。規制庁は必要なら 6000 m³まで注水可としております。にも関わらず、むやみに水を送り込むとは、どのような場合を指すのか説明を求めます。

③伊方発電所は、加圧容器注水設備は備えております。ところが、代替格納容器スプレイポンプにより、核燃料が冠水するまで、原子炉格納容器へ注水するため、原子炉格納容器の健全性は維持できるとしている。

しかし、巨大地震等による緊急時対応については必ずシナリオ通り作業が運ぶ保障はないと思います。

よって、代替格納容器スプレイポンプの注水準備と併せて圧力容器への注水準備も実施し、圧力容器へ注水すれば、圧力容器への破損を防ぐ可能性がある等から、2 系統並行注水は重要であると考えます。

④平成 27 年 12 月定例会で、前町長山下氏は、原子力規制庁の回答として、次のように答弁しております。発電用原子炉設置者の重大事故発生及び、拡大防止に必要な技術能力に係わる審査基準における原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等についての解釈では、熔融炉心の原子炉格納容器の落下を遅延または防止するため、原子炉圧力容器へ注水する手順等を整備すること。を要求している。

これに基づいて、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止する手順が整備されていることを確認している。としております。

しかし、四国電力は、自然災害等との複合災害による緊急事態においても、圧力容器への注水による圧力容器の破損防止作業は実施せず。代替格納容器スプレイ注水で処理できるとしております。

熔融核燃料を圧力容器内にとどめる作業を速やかに実施しない、四国電力の過酷事故対策は危ういと思います。

複合災害等緊急事態には、前述の 2 系統並行注水は大切であると考えます。

このこと等について答弁を求めます。

なお、この際、四国電力に対して、安全協定第 11 条等々勘案して、自然災害・複合災害等の緊急時対応には、速やかに原子炉容器へ注水することを提言いたします。

このことを申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長（高門清彦） 篠川議員の「職員の原子力や放射線などの研修と発電所の安全対策等について」のご質問にお答えをいたします。

まず、冒頭でご紹介いただいた原子力発電に関する職員研修ですが、立地自治体の職員として、原子力発電や放射線など幅広い知識を習得することの他、原子力災害時の対応能力向上に資する取り組みとして行っているものでございます。

専門機関が全国の立地自治体の職員に向けての研修を行っており、毎年、若干名の職員を受講させております。今後とも、予算の範囲内でこのような取り組みを行い、職員のスキルアップに取り組んで参りたいと考えております。

さて、議員からは、伊方発電所の安全対策に関して、個別・具体的なお質問をいただきましたので、各項目に沿って答弁をさせていただきます。

まず、溶融炉心の冷却水量確保に関する項目の1番、復水量 200 m³の根拠でございますが、議員ご指摘のとおり、大型配管が破断をした場合、噴出する高温・高圧の一次冷却水は、大量の熱エネルギーを持つために一時的に蒸発をいたします。

しかし、この水蒸気は原子炉格納容器内に留まりますため、格納容器内を低温の水でスプレーすることによって凝縮いたします。その結果、一次冷却水が復水することにより、溶け落ちた燃料を冠水させるに足りる水が確保できるということでございます。

2番目の冷却水タンクの水位と大型配管破断箇所の海拔ですが、燃料取替え用水タンクは海拔 19m、補助給水タンクは 25.9mでございます。一次系配管は、原子炉容器に接続される配管の中心で、21.7mに位置してございます。

3番目の原子炉への注水ラインですが、ご認識のとおり、格納容器スプレー注入系と压力容器一次冷却注水系の2系統でございます。

次に、(2)の1番目、全ての交流電源が喪失した場合の冷却装置についてお答えをいたします。まず冷却装置には、既存の非常用炉心冷却装置のほか、新たに整備した自己冷却式充てんポンプや代替格納容器スプレーポンプなどがこれに該当をいたします。なお、既存の電源設備のバックアップとして、空冷式非常用発電装置、亀浦変電所からの電源供給、蓄電池の増設、電源車などを整備をいたしており、現在、更なる追加対策として、恒設非常用発電機の設置工事を行っております。これらの電源確保によって冷却装置を使用することとしておりますが、万が一これらの電源設備が機能しない場合は、中型ポンプ車と加圧ポンプ車による炉心注入を行うこととしております。

次に、2番目のむやみに水を送り込むことについてですが、これは、昨年12月の一般質問において議員からご発言のあった、スプレー注水と加圧ポンプ車による2系統注水を指します。既に燃料集合体が十分冠水している状態にもかかわらず、さらに外部からの注水を行うことを示したものでございます。

3番目と4番目の複合災害時の2系統注水と、最後の安全協定に基づく提言は重複をいたしますので、一括して答弁させていただきます。

このような事故の場合、まず既存の冷却装置や新たに整備した自己冷却式の充てんポンプで原子炉容器内へ注水を行います。これが何らかの原因で使えなくなった場合は、代替格納容器スプレイポンプにより燃料が冠水するまで注水し、再循環させて冷却することにより格納容器の破損を防止いたします。これが四国電力の保安規定に記載されております。熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止のための手順でございます。付け加えますと、加圧ポンプ車等による注水は、海水であるのに対しまして、格納容器スプレイ水は燃料取替え用水タンクのホウ酸水を活用をいたしますことから、炉心の臨界反応を抑える効果もございます。従いまして、いきなり最終手段であります加圧ポンプ車等による注入を行わなくても、燃料取替え用水タンクや補助給水タンクからの炉心への冷却水の注入と格納容器スプレイにより格納容器の健全性を確保するという手順が国の審査で確認をされている対応手順となっております。

議員が申されましたように、代替格納容器スプレイポンプの注水準備と加圧ポンプ車等による注水準備を並行して行うことも、一つの方法ではございますが、限られた人員の中で、事態をより早く収束させる方法として、格納容器スプレイで冷却させることを優先するという考え方でございます。

従いまして、このシミュレーションは、原子炉にとって最も過酷な事故の場合を想定し、事象の進展に応じて段階的に有効な対策を講じることにより収束させる、という手順で原子力規制委員会で確認をされたものでございます。

最後になりますが、原子力発電に対し、不安を抱く住民が少なくないということは十分承知をいたしておりますし、議員が心配をされております万が一の過酷事故の際には、一刻も早く原子炉等を冷却し重大事故に至らないような万全の対策が必要であるということは理解できる訳でございます。

私といたしましては、四国電力に対し、現在の対策に満足することなく、絶えず調査研究を行い、必要な見直しを行いながら安全確保の向上に努めること、また、原子力規制委員会に対しましては、最新の科学的知見の収集と適切な対応を行い、いわゆる安全神話に陥らないよう、今後とも厳しく規制を行っていただきますよう、引き続き求めてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、篠川議員の答弁とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。篠川議員、大綱1の再質問はありますか。篠川議員

○議員（篠川長治） 再質問は、ありません。

○議長（吉谷友一） 以上で、篠川議員の一般質問を終わります。

続いて、清家議員、一般質問をお願いします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（吉谷友一） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書の内容に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大綱1「ふるさと納税対応の拡充について」、ふるさと納税の理念といたしまして、総務省ホームページでは次のように記載されています。地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、誰でも育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれたふるさとへ恩返ししたい思いがあるのではないのでしょうか。仕事に就き、都会で暮らすようになり、納税し始めると住んでいる自治体に納税することになります。税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか。そのような思いのもと、ふるさと納税は導入されました。

第一に、この制度は、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。

第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。

その内容としては、自治体に対して寄附を行った場合に、寄附額の2千円を超える部分について所得税と住民税から原則として全額が控除される制度で、自分の生まれ故郷だけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体等、どの自治体でもふるさと納税の対象となるという制度であります。

制度が始まった2008年、平成20年には全国で約33,000人の適用者72億円であったものが、平成26年では435,000人、340億円となっております。

総務省の資料では、伊方町では平成20年度では55件277万円が平成26年度では2032件1,397万円と約5倍の伸びとなっております。その一方で過度と思われる返礼品競争や控除額が歳入額を上回り、ふるさと納税の収支が赤字になる自治体での反対意見もありますが、人口が少なく町内で育った子どもたちが町外の自治体の納税者となる場合が多い伊方町にとっては歳入が増加し、返礼品を伊方町の特産物とすることで地元製品の販売やPRになるという非常に有益な制度であり、今後もその制度を活用し、より多くの方々に伊方町をふるさと納税の寄附先を選んでいただく方策を考えていくことが必要だと思えます。

選んでいただく要素の一つといたしまして、返礼品の魅力というものが、現実的な課題としてあると思えます。伊方町では、その特色ある農産物や海産物が返礼品として利用されていますが、更なる魅力向上にもう一段階踏み込む時期ではないかと考えます。

そこで大綱1の質問といたしまして、伊方町は今後ふるさと納税への対応をどのようにしようと考えられているか、その中で先述の額に応じた返礼品を検討するお考えはあるのかどうか。

以上について質問いたします。

大綱2 伊方町の定住促進策の一つとしての奨学金返還支援について、国全体が人口減少社会に突入した現在、人口増加はほぼ不可能と考えられ、伊方町の人口も減少を続けております。もちろん、町も手をこまねいていたわけではなく、昨年3月策定の伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、10年間の人口減少対策の推進により、その成果として出生率1.70は国の1.38、県の1.50を大きく上回り、総人口の減少は続いているものの、平成27年人口は、10年前想定の人を上回る見通しであったようです。

しかしながら、合併の2005年(平成17年)国勢調査で12,000人強だった人口が、10年後の2015年(平成27年)の国勢調査では9,626人と10年間で約2割2,400人減少しており、人口減少対策は今後も力強く推進していかなければならない課題だと考えます。

そこで、大きな特効薬ではないのですが、他の施策とも連携可能で少なからず対策になると思われる施策について提案いたします。

それは既にいくつかの自治体で実施されております奨学金返還支援事業であります。現状、伊方町には自宅から通える大学・専門学校がなく、それらに通学するには家を離れて下宿しなければならないのが現状です。学費は、大学に絞って言えば30年前1986年(昭和61年)には国立252,000円、私立平均497,000円だったものが、2014年(平成26年)には国立535,800円と2倍強、私立864,000円と1.7倍となっております。これに住居費等がかかるため保護者の負担は相当なものとなります。

現在全国で奨学金利用率は約半数、全国の奨学金平均総額は300万円強とみられており、借りたものは返すのが原則とはいえど、現実的には返還の支援があれば非常に有難いことであります。

既に先進の自治体では移住定住施策の一環として返還支援を行っており、例えば新居浜市では最大60万円、岐阜県白川町では最大120万円など、他いくつかの県や市町村で返還支援が行われております。

そこで提案といたしまして、伊方町も人口減少対策の移住定住促進施策の一つとして、特に若い世代の定住が見込める奨学金返還支援は有効な施策だと思いますが、実施を検討してみるお考えはないか伺いをいたします。

○議長(吉谷友一) 只今の清家議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長(高門清彦) 議長

○議長(吉谷友一) 町長

○町長(高門清彦) 清家議員の大綱1、ふるさと納税対応の拡充についてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の理念等につきましては、清家議員の申されるとおりでございますので特に述べることを控えさせていただきます。

議員の質問にもございましたが、本町のように人口が減少し町内で育った子ども達が町外に転出をして、その居住する自治体の納税者となる場合が多い伊方町にとりましては、ふるさと納税をしていただくことで歳入が増加をすること、さらに、納税の返礼品を伊方町の特産品とすることで地元産品の販売促進やPRとなることなど、ふるさと納税は、町にとって非常に有益な制度であることは、議員の申されるとおりでございます。

私といたしましても、このふるさと納税制度を上手く活用し、より多くの方々に伊方町をもっと知っていただき納税先に選んでいただくことは、財源確保の重要な手段の一つでありますとともに、地元産業の振興、さらには観光振興にも結びつけていけるよう、引き続き積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

伊方町のふるさと納税の実績は、平成20年度に55件277万円、平成21年度から25年度までが200万円台で推移をしておりましたものが、平成26年度に2,032件1,397万円、平成27年度が3,187件で1,871万円と飛躍的に増加をいたしました。しかしながら、平成28年度につきましては1月末現在で1,327件815万円と低迷をいたしているのが現状でございます。その要因として考えられることは、ふるさと納税に伴う所得税等の控除額の上限額が約倍増となったことと、ワンストップサービスが導入をされたことに伴い確定申告が省略できるようになったことなどが考えられます。また、今年度実績が低迷をいたしております要因といたしましては、手続きの煩雑なところではないかと思っております。

さて、ご質問の今後のふるさと納税への対応をどのように考えているかについてですが、ふるさと納税に積極的に取り組んで行く施策の一つとして、以前から寄付者の方々から改善要望がございました手続きの簡素化を図ります。このことは、今年度の実績が減少をしております原因の一つであると考えていることを改善するもので、具体的には、現在の手順は伊方町のホームページにアクセスをして申込みフォームに必要事項を記入して送信をします。後日、町から郵便振込の用紙が郵送されましたら、郵便局に出向いて寄付金を振り込んでいただく、という流れになっております。これを平成29年度からは、インターネットを介したクレジット決済を可能とすることについて、仲介業者と協議しながら準備を進めているところでございます。このことにより、寄付者の利便性が大幅に向上するとともに、寄付件数の増加にもつながるものと期待しているところでございます。

続いて、ふるさと納税額に応じた返礼品を検討する考えがないのかとの質問でございます。返礼品につきましては、国においても商品券のような換金性の高いものが問題視をされ、本来の地域の特産品紹介の想定から、かけ離れた返礼品競争が起こっていることは報道等によく耳にいたします。しかしながら、納税者にとって魅力的な返礼品は納税先を決める最大のポイントであることは間違いございません。このことから、議員が提案をされておりますような寄付金額に応じた返礼品の導入を検討することは、ふるさと納税を推進する有効な方策

であると考えます。

従いまして、平成 29 年度からその方向で実施するように担当課に指示をいたしたところでございます。なお、返礼品につきましては、少しでも町内の産業振興に結び付くような特産品に限定をし、町内の農産物や海産物はもちろん、伊方ならではの加工品・特産品等を選定をし導入をいたしたいと思っております。

以上、清家議員の大綱 1 の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱 2、伊方町の定住促進策の一つとしての奨学金返還支援についてのご質問でございます。

議員から紹介がございましたように、本町の人口減少は非常に深刻な状況でございます。また、我が国全体が少子化による人口減少社会に突入していることから、今後も減り続けることが予測をされます。

そのため、伊方町におきましては、国が進める地方創生の取り組みを通じ、人口減少を少しでも食い止めるための様々な対策を講じ、平成 72 年・2060 年において、国が 3,286 人と推計をした町の人口を 5,000 人程度に維持をすることを目標に取り組んでいるところでございます。

そこで、議員は、奨学金の返還支援事業を実施することによって若い世代の定住促進を図るべきとのご提案がございましたが、伊方町におきましても、地方創生の取り組みの一環として、伊方町が独自に貸与をいたしております奨学金について、町内の事業所に新規就職した若者が、伊方町奨学金の返還を行う場合は、雇用されている企業を通じて奨学金の全額を助成する制度を今年度から新たに取入れたところでございます。

この制度導入の考え方といたしましては、国が新たに取組もうとしております給付型奨学金の導入や清家議員からご紹介がありましたような考え方、更に、合併前の町の奨学金において返還免除の制度があったことから復活すべきとの要望など、奨学金制度に対する様々なご意見やご要望を踏まえて、次の点に考慮して検討を行ったものでございます。

まず、最優先課題は、将来の奨学金貸し付けのための資金不足とならないように、現在の制度の継続を担保する必要があること。次に、現在、国が取組もうとしております給付型奨学金制度との整合を図る必要があり、国に先行して導入するとなると制度間の齟齬（そご）が生じる恐れがあること、などを考慮した結果として、現時点では、現在の伊方町奨学金貸与条例に返還免除制度を導入することや、新規事業としての給付型奨学金制度の導入につきましては、今後、時間をかけて検討すべき課題であると判断をしたうえで、有用な人材の確保を必要とする町内の企業に奨学金返還支援についての協力をお願いすることとしたものでございます。

その理由といたしましては、奨学金貸与制度が担う大きな役割として、伊方町の将来を担う優秀な人材が、経済的な理由によって希望する修学の機会を失うことなく、有用な人材の育成と後継者の確保を図ることを目的としております。

その目的の効果として、町内の企業にとりましては、卒業後に有用な人材の就職を受け入れることが可能であるわけですので、企業にとりましては、新採職員を募集する際、伊方町奨学金の返還金の全額を支給する制度があるということで、企業のイメージアップが図られ、奨学金の貸与を受けて育った有用な町内出身の人材確保につながるとの考えから、奨学金返還支援事業の実施主体を企業の役割とし、町がその経費について企業に補助することとして導入したものであります。

しかしながら、スタートしたばかりの制度でありますので、現在、町内の介護事業の2社のみの取り組みとなっておりますので、今後、対象となる職種や取り組んでいただける企業の拡大が課題となっております。

また、先程申しましたように来年度以降、国が取り組もうとしている給付型奨学金制度が伊方町の奨学金制度に与える影響も踏まえたうえで、あらゆる角度から必要な対応策やよりよい奨学金制度のあり方について調査研究を行い、議員からご提案をいただきました若者の定住促進につながる奨学金返還支援制度となるよう、制度の充実に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。清家議員の大綱2に対する私の答弁とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき、2回以内と定めます。

清家議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（吉谷友一） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 少し驚いたのが、まだクレジット決済の様式を採用してなかったことに驚きまして、一般質問するのに当たっているいろいろサイトを見たんですけど、ふるさとのポータルサイトですか、とかいうのとか最近では楽天でもできるようになったというふうに聞いておりましたんで、伊方町も当然取り組んでクレジットの決済ができるようになってたと思うんですけど、まだやってなかったということで、少し驚きました。平成28年度にそういう町長の言われるとおり手続きが、煩雑さによるものか、1,871万円が815万円になった時に、非常にこう激減してしまったということで、少し残念に思います。伊方町のページを見てみますと、柑橘とか海の幸とかしらす丼セットとか温州みかんとか町の特産物が掲載されてるんですけども、私がちょっと直接聞いた中で、結構な額を納税するだけで、いやらしいことは言いたくないけど、返礼品が一緒だということで考えてもらえないかなという話を以前伺っていたもので、このような提案をさせていただきます。早速取り組んでいただけるということで、大変ありがたいなと思います。これでクレジット決済と合わせて、ふるさと納税の収入も増えて町の財政が少し歳入も増加し、いろんな事業に使えるようになればいいなと思うんですけども、その中で納税額に応じた返礼品というものも取り組んでいただいたんですけども、今度応援する側にとっては、この寄付金は、伊方町の事業で子育て支援に使って欲

しいよとか、農業支援に使って欲しいなとか、そういう目的選択型というのが例にはあるように伺うんですけども、そういうサイト上では、ワンクリックでどっか選択窓押せば、選択できるような形にできるとは思うんですけども、そういう目的選択型。目的を選択できるような伊方町へのふるさと納税という方法も取り組んでみるお考えはないかどうかですね。これは簡単なもんかと思うんですが、ホームページ作成さえすればできると思うんで、そういうやり方を検討してみるお考えはあるかどうかですね。お伺いをいたします。

○議長（吉谷友一） 只今の清家議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 来年度から町長の指示といいまして、その緊急に応じたですね、商品をとというよう、今言われた指示を受けて、現在、ツーリズム協会と詰めている状況でございます。来年から実施するように努力していきたいというふうに思っております。それで、最後ですね、寄付される方々がその目的をもって、こういった施策に使って欲しいよというようなことを選択できるようにしたらどうかというご提言でございますが、それについてやっぱり今、町が行ってます。ホームページの中にですね、ふるさと納税をしていただいた方には、ふるさと納税はこういった方法で使いたいということで、またホームページにPRをさせていただいて、周知をしたうえで、給付者の方々が増えるような形ですね、またホームページを活用してやっていけたらなというふうに思っておりますので、来年度以降こういった方法でやらせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（吉谷友一） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 私が言うのは、こんなふうに使いたいという、寄付をしたい、応援をしたいという人が特に実家が農家だったから、農業支援に充てて欲しいとかそういう気持ちがあった時にそれを応えられるようなやり方ができるかどうかという意味でお伺いしたんですけど。それはまた今後のことで結構なんで、総務課長、役場勤務の最後に一般質問せつかく答弁いただきますので、今度次の人に引継ぎすることで、手続きも簡素化し、寄付金額の別の返礼品もやることだから、来年度は目標額これぐらいにしてよというふうな、総務課が考える目標額みたいなものがあるならお答えをお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 只今の清家議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 来年度ですね、ふるさと納税が増えるということは、非常にいいことだと思いますけども、実はそのこの後提案しております、当初予算の中にですね、目標件数が2,000件で、額的にはですね、少ないんですけど、1,100万円ということの歳入で予

算は上げさせてます。八幡浜市さんあたりの例を見まして、清家議員さん言われるように、インターネット使ってですね、決裁がうちは遅れてるとういうことは非常に反省しております、来年度以降、こういった手続きがですね、スムーズに行うということで、件数が増えまた納付額が増えるということは、期待しておるところでございます。来年度以降ですね、ふるさと納税が・・・・・・とっております。

○議長（吉谷友一） 以上で、清家議員の大綱1を閉じます。

清家議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（吉谷友一） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 奨学金の返還支援につきまして、企業助成があるというふうに説明を受けたんですけども、ちょっとここで気になりますのが、伊方町のメインが一次産業なんですけども、一次産業の人間に対していうのはどんなふうになってるのかですね、この助成制度はどんなふうなことになるのかちょっと教えて欲しいです。

○議長（吉谷友一） 只今の清家議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総合政策課長（坂本明仁） 議長

○議長（吉谷友一） 総合政策課長

○総合政策課長（坂本明仁） 只今、町長からご紹介のあった、企業の奨学金の返還支援につきましては、地方創生の取り組みの中です、今後不足する町内の人材確保のためということで、介護分野それから、保育士、看護師等の有資格者を中心にですね、福祉政策とかの停滞を阻止するという形で、導入を図ったものでございまして、入口は有資格者ということで、取り組みをさせていただいております。

第一次産業につきましては、もちろん当然同じような機会が必要かと存じますが、今のところ第一次産業の新規就農者に対しましては、新規就業支援という制度です、月額いくらというふうな給付金が国及び町から出ております。それらの中にこのような奨学金の返還支援分も含まれるというふうな感覚です、今のところ急いでといいたいでしょうか、特別導入する必要性にですね、判断が、まだ十分検討が必要だということで、取り組んでおりません。ということで、今後、先ほど町長がお話されたようにですね、あらゆる職種それらを広く導入するにあたってですね、様々な検討をして、方向性を出していく考えでおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉谷友一） 只今の再々質問を許します。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（吉谷友一） 清家議員

○議員（清家慎太郎） こういう制度は一回始めてしますと額とか割合とか下げることができにくいと思いますので、私の案も参考に一つにさせていただいたら、慎重に検討していただいて、アウェーの一次産業には、どういうふうな支援ができるのか。一次産業にも他所の大

学とか就職もされて、そういう知恵とか経験を一次産業を6次産業にしたりとか、そういうふうな想いを持ってる方も沢山おられると思うので、一次産業の方にも方向転換していただく時に慎重にどういう制度がいいのか考えていただいて、実施いただきたいと思います。私この一般質問をしようと思ったのが、高門町長が1日の三崎高校の卒業式の時にブーメラン人材として、学んだ知識など、活用して将来伊方町の活性化に役に立っていただきたいというふうな挨拶をされまして、ブーメラン人材、今まではUターンという言葉やったかもしれないんですけど、ブーメラン人材っていうのはいい言葉だなと思ひまして、最初向こうに飛んで行く時は本当にベニア板ぐらいの薄いブーメランでも返ってくる時は、いろんな知識とか経験を積み重ねてごっつい厚みのある大きなブーメランになって、帰ってきてねと、また、伊方町の活性化に役立っていただければいいんだというふうに思います。田舎っていうのはほんと大学通えるところがまずないので、経済的負担も大きくて、大学は・・・関係なく学費を上げてきますんで、町としてですね、ほんとそういう学生の支援の助けになれば・・・の方としても人の役に立てたなというふうな仕事ができるんじゃないかなと思いますので、また今度の・・・の時には慎重な検討をしていただきまして、事業を実施していただきたいと思います。それで、ちょっと先ほどの質問の中にもなるんですけども、確か企業への助成の中で、町の奨学金というふうに、ちょっと私聞き間違いかも、聞いたと思うんですけど、よく学生支援機構、育英会ですかね、ああいうふうなのは対象にならないのですかね、そこだけ最後にお伺いします。

○議長（吉谷友一） 只今の清家議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。総合政策課長

○総合政策課長（坂本明仁） 今のご質問でございますが、まず奨学金の返済というところで町長も言われましたように給付型の奨学金制度の導入という話もありましたし、それから町の奨学金を返還しておる町内出身者に対して、免除制度復活とかそういうご意見もこれまでもいただいておりました。そのうえでやはり町の奨学金制度であればいろんな様々なデータの提供を受けてですね、分析ができるということで、まずは伊方町奨学金だけの取り組みとさせていただきます。なお、これにつきましては、地方創生の国の補助金をいただいて、実施しておりますので、今後の展開におきましてもですね、やはり地方創生で、採択される部分、されない部分というふうな国の考え方もございます。それらも含めてですね、議員の言われましたように・・・なり拡充なりを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉谷友一） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。
暫時休憩といたします。再開は、午後1時からといたします。

休憩 11時54分

再開 13時00分

議案第8号

○議長（吉谷友一） 再開いたします。日程第5「伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」議案第8号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 議案第8号 伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、組織及び機構の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。第1条課の設置で、産業建設課を産業課と建設課に分割いたします。3頁をお願いいたします。産業建設課が所管しておりました。(1) 農業・林業及び畜産業の振興にすることから(9) 地域振興施設及び観光施設にすることまでを産業課の所管といたします。残りの(10) 道路及び橋りょうにすることから(14) 法定外公共物にすることまでを(1) から(5) とし、建設課の所管とするものです。なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第8号「伊方町事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第9号

○議長（吉谷友一） 日程第6「伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」議案第9号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 議案第9号 伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定に

ついて、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。定義第2条第7項この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項の次に（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）を加え、提供できる場合が拡充されたことに対応するものです。第43条の2情報提供等記録の提供先への通知については、特定個人情報の提供が可能なものとして、条例10関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が規定されるため、情報提供記録を訂正した場合の通知先にこれらのものを加えるものです。なお、附則においてこの条例は、改正する法律第1条第5号にかかげる規定の施行日、平成29年5月30日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第9号「伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号

○議長（吉谷友一） 日程第7「伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第10号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 議案第10号 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。第1条については、条例改正に伴う関係条項を追加見直しをするものでございます。第2条の3、第3条、次頁の第11条については、育児休業等の対象となる子の範囲に特別要支援組の看護期間中の項等を追加するものです。第20条は、伊方町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正により、介護時間の設定が設けられたことに伴い、部分休業に

介護時間を追加するものであります。なお、附則において、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第10号「伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第11号

○議長（吉谷友一） 日程第8「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」議案第11号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第11号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行なうための地方税法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の施行に伴い、伊方町税条例等の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

今回の改正は、本年4月に予定されていた消費税率の10%への引き上げを2年半延期し、平成31年10月に変更されたことによる町税条例改正の時期を遅らせる旨の改正となっております。

改正内容につきましては、参考資料、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。第1条による改正の、附則第7条の3の2の改正は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について適用する期間が、居住開始が平成31年度までであったものを、平成33年度まで延長し、控除の適用期間を、平成41年度から平成43年度まで、それぞれ2年間延長するものです。

次に2頁からの第2条に係るものでございます。この改正は、平成28年3月31日付けで改正した、伊方町税条例等の一部を改正する条例のうち未施行部分の施行時期を変更するものでございます。

2頁から14頁までの改正部分中、削除された部分は、施行期日を整理するために、15頁から21頁までの「第1条の2」として、新たに制定され、同条は、平成31年10月1日に施行

することとしております。

21 頁から 23 頁の附則の改正では、法人住民税の法人税割の税率引下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更になったこと及び軽自動車税のグリーン化特例の 1 年延長になったことに伴い、第 1 条の第 1 号から第 4 号において、施行期日を平成 29 年 1 月 1 日、同年 4 月 1 日及び平成 31 年 10 月 1 日の 3 段階に整理することに、第 2 条から第 4 条において、それぞれの経過措置を規定しています。なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 11 号「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号

○議長（吉谷友一） 日程第 9「伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について」議案第 12 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議長

○議長（吉谷友一） 保健福祉課長

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議案第 12 号 伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、三崎保育所の移転によりまして、位置の変更と利用定員の見直しが必要なため。また、平成 29 年 3 月 31 日付けをもって、川之浜保育所を廃止し、三机保育所及び大久保育所の定員を見直す必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。改正内容は、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。第 1 条関係につきましては、別表（第 2 条関係）の、三崎保育所の位置を、「伊方町三崎 1590 番地」から、「伊方町三崎 699 番地 1」と改め、定員を「60 人」から、「45 人」に改めるものであります。

次に、第 2 条関係につきましては、同じく、別表（第 2 条関係）の、三机保育所及び、大久保育所の定員を、「45 人」から「30 人」と改め、川之浜保育所の欄を削るものであります。

また、以上につきましては、附則におきまして、この条例中、第 1 条の規定につきましては、平成 29 年 3 月 27 日から、第 2 条の規定につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（吉谷友一） 許します。

○議員（福島大朝） 関連ですが、先に許しますといただきましたので、来年度、今一般質問の中でもいろいろこう少子化の問題がありました。来年度、子供の出生率、母子手帳である程度見込みがとれとるのかなと思うんですけども、予測の数をちょっともし分かるのであれば教えていただきたいんですけど。

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議長

○議長（吉谷友一） 保健福祉課長

○保健福祉課長（橋本泰彦） すいません。正式な数はもっておりませんが、年間 40 名前後の出生がございます。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。

○議員（福島大朝） はい。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 12 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 12 号「伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号

○議長（吉谷友一） 日程第 10「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第 13 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議長

○議長（吉谷友一） 保健福祉課長

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議案第 13 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、低所得者の第 1 号保険料軽減強化が継続されることに伴いまして、本条例の一部を改正する必要があり、本案を提出するものであります。

改正内容は、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。第 4 条第 2 項中、「平成 28 年度」を「平成 29 年度」と改めるものであります。

また、以上につきましては、附則におきまして、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なしの発言あり」質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第13号「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（吉谷友一） 日程第11「伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第14号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議長

○議長（吉谷友一） 保健福祉課長

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議案第14号 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、介護保険法が改正され、地域密着型サービスに、新たに、「地域密着型通所介護」が創設されたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要があり、本案を提出するものであります。

改正内容は、新旧対照表により主な改正内容の説明をいたしますので、参考資料をお願いいたします。まず、1頁でございますが、目次につきまして、地域密着型通所介護の創設に伴い、第3章の次に、第3章の2を追加いたします。

3頁をお願いします。第59条の2から、23頁までの、第59条の38につきましては、地域密着型通所介護等の基本方針、人員、設備、運営に関する基準を新たに定めるものでございます。

次に、23頁をお願いいたします。認知症対応型通所介護、いわゆる認知症対応型デイサービスにつきましては、第60条から、29頁の、第80条にかけて、主に、新たに規定される、地域密着型通所介護の基準規定を準用すること、及び、運営推進会議の設置基準の創設に伴う改正を行うものでございます。

次に、30頁をお願いします。第87条以降、38頁の、第202条までの改正につきましては、地域密着型通所介護の、基準規定追加に伴い、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームなどについて、記録の整備や準用規定等の改正を行うものでございます。

なお、以上につきましては、附則におきまして、公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。
これより議案第14号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第14号「伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第15号

○議長（吉谷友一） 日程第12「伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第15号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議長

○議長（吉谷友一） 保健福祉課長

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議案第15号 伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があり、本案を提出するものであります。

改正内容は、新旧対照表により主な改正内容の説明をいたしますので、参考資料をお願いいたします。まず、第9条から、3頁の、第40条の改正につきましては、主に、介護予防認知症対応型通所介護の基準規定のうち、地域との連携や運営の透明性を確保する運営推進会議を、おおむね6か月に1回以上開催するよう、設置基準が新たに創設されたことなどによりまして、改正を行うものであります。

次に、4頁をお願いします。第62条から、5頁の、第86条までの改正につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護、及び、介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆる介護予防グループホームについて、記録の整備や準用規定などの改正を行うものでございます。

なお、以上につきましては、附則におきまして、公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 15 号「伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 16 号

○議長（吉谷友一） 日程第 13「伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第 16 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課付課長（兵頭達也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 議案第 16 号 伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、佐田岬灯台の整備の中で、佐田岬灯台の既存設備を撤去したことにより、本条例を制定したことにより提案するものであります。

その改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきますので、参考資料をお願いいたします。施設の名称と位置を示した別表第 1 及び施設の使用料を定めた別表第 2 からそれぞれ佐田岬灯台キャンプ場の項を削除するものであります。なお、附則により、本条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものとします。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 16 号「伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 17 号

○議長（吉谷友一） 日程第 14「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」議案第 17 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 議案第 17 号 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、行政機関の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。

まず、伊方町個人情報保護条例の一部改正、第 1 条関係でございます。

第 1 条目的については、新たに利用可能となった非識別加工情報の提供に関する事項を規定するものです。

2 頁をお願いいたします。上から 10 行目、第 2 条、定義の第 3 項にて、個人識別符号についてを定義、第 4 項で要配慮個人情報についてを定義、3 頁の第 12 項において、非識別加工情報についてを定義、第 13 項で実施機関非識別加工情報についてを定義、4 頁の第 14 項で実施機関非識別加工情報ファイルについてを定義、第 15 項で実施機関非識別加工情報取扱事業を定義しております。

8 頁をお願いいたします。第 4 章の 2 実施機関非識別加工情報の提供を新設し、第 53 条の 2 の実施機関非識別加工情報の作成及び提供等から、15 頁の第 53 条の 16、従事者の義務までにおいて、非識別加工情報の提供に伴う、募集について、提案の審査、情報の作成、手数料、従事者の義務等、一連の事務手続きについて規定をしております。

17 頁をお願いいたします。第 72 条で、偽りその他不正の手段で開示を受けた者の過料を 5 万円から 10 万円に増額しております。

次に、伊方町情報公開条例の一部改正、第 2 条関係でございます。第 7 条、公文書の公開義務等、第 2 項、第 1 号については、法律に準じて文言を改正するものです。

第 1 号の 2 については、実施機関非識別加工情報又は実施機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等、若しくは個人識別符号が記録されている公文書については公開しないものとするものです。

18 頁をお願いいたします。第 8 条の 2、公益上の理由による裁量的開示は、実施機関は、公開請求に係る公文書に公開しないとする情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を開示することができるものとするものです。

なお、附則においてこの条例は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用

による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 個人情報の効果的な活用による、新たな産業の創出並びに活力ある経営社会及び豊かな国民生活の実現ってというのは、具体的にどうするということなんですか。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） この・・・が持っております情報をですね、民間の方々がご商売とかいう時に使いたいという時に今の段階では提供できないということになってございます。それを一応その個人のお名前で、匿名にすることで提供できるという制度作りをするということで、全員協議会の時にも清家議員さんから、どの事業が想定されますかご説明いただいたのですが、町としては特にこういった事業に使うんだらうということは、まだ今のところは想定してございません。また、民間の方々がそういった制度ができて、自分の企業等でそういった情報提供いただいている。その有意義な事業に資することができることをご判断いただいたのならば、ご請求等があるんじゃないかというふうに思っております。

○議員（小泉和也） 答弁なってない、議長

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 行政機関が保有する個人情報というのがありますよね、それを効果的な活用をする。どう活用する。事業をもし匿名とする、知らせる。そんな活用なら、その活用による新たな新しい産業の創出、それは具体的にどういうことなんですかね。それと活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現というのは具体的にどういうことですか。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） これは行政と町につきましては、そういった民間の方々がですね、今議員さん言われるように、自分の企業等にですね、そういった情報提供を受けた場合に、有意義なご商売等ができることを可能にするっていう制度を・・・を開いてあがるっていうような法律でありまして、どういったものに使えるかっていうのは、町としては今のところ想定といたしますか、どういったものに使えるっていうことまでは、ちょっと今のところは把握してございません。企業さんがご自分のご商売等にですね、こういった法律ができたことによって、匿名でも構わないけども情報いただけないかと、自分とこの会社で何らかの有意義な事業に使えるんじゃないかということを考えていただいて、町の方にその情報提供をしてもらおうという制度を作った。どんな事業と言われると今のところ町では、想定はしてござ

いません。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 17 号「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 18 号

○議長（吉谷友一） 日程第 15「伊方町工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例制定について」議案第 18 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（坂本明仁） 議長

○議長（吉谷友一） 総合政策課長

○総合政策課長（坂本明仁） 議案第 18 号 伊方町工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、工場立地法の一部改正に伴い、4 月 1 日から事務処理の権限が、愛媛県から伊方町に委譲されるため、町において準則を定める条例を制定する必要が生じたため、提案させていただくものでございます。

町が今回、工場立地法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に替えて適用すべき準則として定める内容につきましては、第 3 条におきまして、本条例の適用となる、町内全体の区域における、緑地の面積の敷地面積に対する割合を 100 分の 5 以上、環境施設的面積の敷地面積に対する面積率を 100 分の 10 以上としており、いずれも法律の許す範囲の最低限の割合とし、第 4 条においては、緑地の面積率を計算する際に算入することができる建物屋上等緑化施設的面積の上限を 100 分の 50 と定める内容としてございます。

なお、条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 18 号「伊方町工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第19号

○議長（吉谷友一） 日程第16「平成28年度伊方町一般会計補正予算（第7号）」議案第19号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長（高門清彦） 議案第19号 平成28年度伊方町一般会計補正予算（第7号）の説明を申し上げます。歳入歳出それぞれ1億8,697万6千円を減額し、総額を108億4,081万円とするものであります。

内容といたしましては、各事業費等の精算見込による減額を計上いたしております。歳出の主なものといたしましては、2款総務費については、財政調整基金積立金2億2,651万8千円を計上いたしております。3款民生費につきましては、後期高齢者医療費療養給付費負担金の減額1,000万1千円を計上いたしております。4款衛生費については、水道事業会計への補助金4,553万5千円を計上いたしております。6款農林水産業費につきましては、次世代につなぐ果樹産地づくり補助金の減額2,217万2千円を計上いたしております。8款土木費につきましては、地域共生交付金事業に係る道路新設改良の減額3,281万8千円、町道灘線道路改良工事の減額2,100万円、町道湊浦奥線道路改良工事の減額1,282万1千円、危険廃屋解体撤去補助金の減額1,431万1千円を計上いたしております。9款消防費につきましては、消防ポンプ格納庫新築等工事の減額1,300万9千円を計上いたしております。10款教育費につきましては、スクールバス運行業務委託の減額1,240万円、情報教育機器等備品購入費の減額5,474万3千円、学校給食センター建設工事の減額5,176万円を計上いたしております。以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、1款町税に、町民税4,380万円、固定資産税の減額1,090万円を計上いたしております。13款国庫支出金には、町道灘線改良交付金の減額1,500万円、情報教育機器整備交付金の減額3,800万円を計上いたしております。14款県支出金には、次世代につなぐ果樹産地づくり補助金の減額1,108万6千円を計上いたしております。次に、第2表繰越明許費につきましては、22事業6億6,952万2千円を計上いたしております。

以上、平成28年度伊方町一般会計補正予算（第7号）の主な説明とさせていただきます。

尚、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めて参ります。

予算書の24頁をお開き下さい。

1款 議会費

1項 議会費（24頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

- 1 項 総務管理費 (24 頁～28 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 徴税費 (28 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 戸籍住民基本台帳費 (29 頁) 質疑ありませんか。
- 6 項 監査委員費 (29 頁) 質疑ありませんか。

3 款 民生費

- 1 項 社会福祉費 (29 頁～31 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 児童福祉費 (31 頁～32 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 老人福祉費 (32 頁～33 頁) 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

- 1 項 保健衛生費 (33 頁～36 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 清掃費 (36 頁～37 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 水道費 (37 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 下水道費 (37 頁) 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

- 1 項 農業費 (37 頁～39 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 林業費 (39 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 水産業費 (39 頁～40 頁) 質疑ありませんか。

7 款 商工費

- 1 項 商工費 (40 頁～41 頁) 質疑ありませんか。

8 款 土木費

- 1 項 土木管理費 (41 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 道路橋梁費 (42 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 港湾費 (42 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 住宅費 (43 頁) 質疑ありませんか。
- 5 項 公園費 (43 頁) 質疑ありませんか。
- 6 項 公共下水道費 (44 頁) 質疑ありませんか。
- 7 項 集会所費 (44 頁) 質疑ありませんか。

9 款 消防費

- 1 項 消防費 (44 頁～45 頁) 質疑ありませんか。

10 款 教育費

- 1 項 教育総務費 (45 頁～46 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 小学校費 (46 頁～47 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 中学校費 (47 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 社会教育費 (47 頁～49 頁) 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費（49 頁～50 頁） 質疑ありませんか。
暫時休憩をいたします。再開は、2 時からといたします。

休憩 13 時 52 分

再開 14 時 00 分

○議長（吉谷友一） 再開いたします。

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費（50 頁～51 頁） 質疑ありませんか。

3 項 農林水産施設災害復旧費（51 頁） 質疑ありませんか。

12 款 公債費

1 項 公債費（51 頁） 質疑ありませんか。

次いで、歳入に入ります。13 頁をお開き下さい。

1 款 町税

1 項 町民税（13 頁） 質疑ありませんか。

2 項 固定資産税（13 頁） 質疑ありませんか。

3 項 軽自動車税（13 頁） 質疑ありませんか。

4 項 たばこ税（13 頁） 質疑ありませんか。

2 款 地方譲与税

1 項 地方 発油譲与税（13 頁） 質疑ありませんか。

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金（14 頁） 質疑ありませんか。

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金（14 頁） 質疑ありませんか。

6 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金（14 頁） 質疑ありませんか。

7 款 自動車取得税交付金

1 項 自動車取得税交付金（14 頁） 質疑ありませんか。

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税（14 頁） 質疑ありませんか。

11 款 分担金及び負担金

1 項 分担金（15 頁） 質疑ありませんか。

2 項 負担金（15 頁） 質疑ありませんか。

12 款 使用料及び手数料

1 項 使用料 (15 頁) 質疑ありませんか。

2 項 手数料 (16 頁) 質疑ありませんか。

13 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 (16 頁) 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金 (16 頁～17 頁) 質疑ありませんか。

14 款 県支出金

1 項 県負担金 (17 頁～18 頁) 質疑ありませんか。

2 項 県補助金 (18 頁～19 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (20 頁) 質疑ありませんか。

15 款 財産収入

1 項 財産運用収入 (20 頁) 質疑ありませんか。

16 款 寄附金

1 項 寄附金 (20 頁) 質疑ありませんか。

17 款 繰入金

2 項 基金繰入金 (20 頁～21 頁) 質疑ありませんか。

19 款 諸収入

2 項 町預金利子 (21 頁) 質疑ありませんか。

5 項 貸付金元利収入 (21 頁) 質疑ありませんか。

7 款 雑入 (22 頁) 質疑ありませんか。

20 款 町債

1 項 町債 (23 頁) 質疑ありませんか。

次いで、表紙に帰って、「繰越明許費 第 2 条 第 2 表」の質疑ありませんか。第 2 表は、7 頁から 8 頁にあります。「なし」の発言あり)

次いで、表紙に帰って、「債務負担行為の補正 第 3 条 第 3 表」の質疑ありませんか。第 3 表は、9 頁にあります。「なし」の発言あり)

次いで、表紙に帰って「地方債の補正 第 4 条 第 4 表」の質疑ありませんか。第 4 表は、10 頁にあります。「なし」の発言あり)

以上で、質疑を終結し

○議員 (小泉和也) 議長、一般会計全般で構いませんか。

○議長 (吉谷友一) はい、どうぞ。

○議員 (小泉和也) 1 億 8,697 万 6 千円の減額にはなっておるんですけど、繰越の分もあろうかと思うんですが、結果的に減額になってる部分と経費の削減で減額というのもあろうかと思うんですが、経費の削減のところについて、どういう努力をされてきたのか、それからこの前の全協の時のように支所の問題が出ましたが、こういう減額に伴ってですね、住民サービスの低下のおそれになるかと思うんですが、この辺はどうですか。

○総合政策課長（坂本明仁） 議長

○議長（吉谷友一） 総合政策課長

○総合政策課長（坂本明仁） 補正予算のまずこの減額の主な理由といたしましては、当初予定しておりました事業を遂行していくのにあたり、入札の減でありますとか、変更減でありますとか、実績に応じて、工事費などを削減したのなどがあります。これに伴いまして、道路新設改良事業等におきましては、3,281万8千円、町単の道路改良事業につきましては、4,471万2千円。それから消防施設の整備で、交付金事業でございますが、1,928万7千円、それから先般の全協でご説明しました。情報機器整備費として5,474万3千円。これにつきましては、来年度へ事業を含めたものもございます。そして、給食センター費の入札残によりまして5,176万円これを落としたもの等がございます。それで個別のご質問、議員さんからありましたが、経常経費等の削減努力の部分につきましてはですね、申し訳ございません。現段階では、補正予算の要求額ということで、積み上げてはございませんが、こちらの方の把握といたしましては、行政改革の遂行に伴い、各課でですね、予算は計上したもののやはり執行残、軽費節減に努めたものの経費等について、不用額の削減ということで、取り組んでいただいております。そして、もう1点は、歳入面におきましては、地方交付税が当初予算よりも2億6,650万円増えたこと、固定資産税が償却資産として2億7,161万円増えたこと、そして住民税・法人税等が今回の補正予算であります、4,380万円の増額、地方交付税交付金・特別交付金等の増額で6,000万円等々ありましてですね、歳入面で当初予算よりも5億8,400万増えております。それから先ほど、説明しました3月補正の全体的な不用額の削減に伴いまして、一般財源3億7,630万円がこれまでの補正予算で削減したこととなっております。従いまして、最終的に今回、歳出面で計上いたしております。財政町政基金に2億円の積み立てが可能となっております、当初28年度の当初予算は、赤字の予算編成でしてはございましたが、結果的に黒字になって積立ができたというところでございます。なお、すいません。ここの最終的な支所の影響等につきましてはですね、申し訳ございません。影響があるかないかについては、支所長の方に確認させていただいたら。それにつきましては、各担当課で、住民サービスに支障がないように取り組んだ結果の不用額の補正予算で削減した額となっておりますので、こちらの方から削減を求めてですね、予算を削ったというところはございませんので、ないものと理解しております。以上です。

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 支所というのは、全協でたまたま出た例を挙げただけで、削減に伴ってですね、住民サービスが低下するおそれがあるんで、その辺をどう考えているのか。町長もまだ就任してから、半年ぐらいなんで、今後ですよ、職員の方もいろいろ考えて指導しておられると思うんですよ、ただ、今後も努力を続けていただきたい。大変厳しくなってきましたんで、削減できるところは削減して、・・関係もそうなんですけど、やっぱり職員ができるところは、委託とかそういうものに頼らずに、できるものは、職員の方にやっていただ

く、そういう指導していただきたいんですけど、どうですかね、町長。

○議長（吉谷友一） 町長

○町長（高門清彦） 今回の補正予算の減額につきましては、今ほど課長から説明があったとおりだというふうに思います。過大な見積りをしておった部分もあろうかと思いますが、その点につきましてはもう 1 回精査をさせていただきたいというふうに思います。更に議員ご指摘のございましたような経費の削減を優先するにあまり住民サービスの低下があってはならないというふうな点につきましては、肝に銘じて、その点は留意をしまいたいというふうに思っております。職員数の数の問題も絡んでこようかと思いますが、第一は住民サービスの低下があってはならないということを基本に、削るべきところは、予算削らなければならぬし、また付けるべきところはしっかりと重点的に付けていく、そういった方針でやってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（吉谷友一） 中村議員

○議員（中村明和） この一般と関連したことなんですけど、補正と関連したことです。先般の全協で私、配食サービスのことちょっと質問したんですが、あれも住民サービスの一環やと思うんで、あれからちょっと私ではないけど、社協の方にお聞きしたところ、町の方からは旧三町間の一体にせよという指導はなかったという説明を受けとる。この間の全協の後で是非ですね、今後そういうことがないようにちゃんと行き届いた指導を、福祉関係をしていただきたい、これ要望ですけん。是非そうしてください。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり） ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり） 討論なしと認めます。これより議案第 19 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり） 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号「平成 28 年度伊方町一般会計補正予算（第 7 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 20 号

○議長（吉谷友一） 日程第 17「平成 28 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 20 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第 20 号 平成 28 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由をご説明申し上げます。

事業勘定の歳出におきましては、保険給付費の減額、歳入につきましても、国民健康保険税の減額、保険給付費の減額に伴う国庫支出金の減額が主なもので、歳入歳出予算の総額か

ら、歳入歳出それぞれ5,449万4千円を減額し、総額を19億7,582万4千円とするものでございます。

直診勘定は、決算見込みによりまず診療収入や、医薬材料費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ3,043万6千円を減額し、総額を4億8,890万5千円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より、主なもののご説明申し上げます。9頁をお願いします。2款1項療養諸費でございますが、1目療養給付費の減額が主なもので、3,273万円の減額でございます。10頁をお願いいたします。2項高額療養費でございますが、決算見込みにより、2,278万5千円の減額でございます。

10頁から11頁にかけての7款1項共同事業拠出金でございますが、共同事業を取りまとめております、国保連合会からの決定通知に基づき、1,780万4千円の減額でございます。

12頁をお願いいたします。10款1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度納付金の実績に基づきます、国・県負担金の精算返納でございます。1,638万7千円の増額でございます。2項繰出金は、施設勘定繰出金として、へき地直営診療所の運営費に係る、特別調整交付金の交付見込額に合わせて、529万5千円の増額でございます。

次に歳入の主なものでございます。6頁をお願いします。1款1項国民健康保険税でございますが、収納見込みによりまして、1,950万円を減額するものでございます。

3款1項国庫負担金は、決算見込みにより1,617万9千円減額し、2項国庫補助金につきましては、今年度の交付見込み額に基づき、1,151万1千円を減額するものでございます。

4款1項療養給付費交付金は、支払基金からの変更決定通知に基づき、1,336万5千円の減額でございます。

8頁をお願いいたします。9款2項基金繰入金につきましては、歳出超過相当分、443万6千円を増額計上しております。以上、事業勘定の主なものご説明でございます。

次に、直営診療施設勘定の九町診療所から主なものにつきましてご説明いたします。

28頁をお願いします。歳出ですが1款1項施設管理費につきましては、人件費等の減で202万3千円の減額でございます。

28頁から29頁にかけての2款1項医業費につきましては、決算見込みにより、443万4千円の減額としております。

これに対する歳入でございますが、26頁をお願いします。1款2項外来収入ですが、決算見込みにより51万6千円の減額としております。5款2項事業勘定繰入金でございますが、特別調整交付金565万円の減額となっております。

次に、瀬戸診療所でございますが、37頁をお願いします。歳出でございますが、1款1項施設管理費につきましては、職員手当、需用費等の減額により586万8千円の減額でございます。

38頁をお願いします。2款1項医業費につきましては、決算見込みにより、1,353万8千円の減額としております。

これに対する歳入でございますが、34 頁をお願いします。1 款診療収入につきましては、決算見込みにより、1 項入院収入は 548 万 9 千円の減額、2 項外来収入は 3,502 万 3 千円の減額としております。

35 頁をお願いします。5 款 1 項他会計繰入金 350 万円の減額は人件費分の減額でございます。2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金でございます。1,998 万 9 千円を計上しております。3 項、基金繰入金 300 万円につきましては、歳入不足調整分を計上するものであります。

次に申診療所でございますが、44 頁をお願いします。歳出ですが、1 款 1 項施設管理費につきましては、人件費などの減により 89 万 6 千円の減額でございます。

45 頁をお願いします。2 款 1 項医業費につきましては、決算見込みにより、306 万円の減額としています。

これに対する歳入ですが、43 頁をお願いします。1 款 2 項外来収入は、決算見込みにより、1,127 万 2 千円の減額としています。5 款 1 項他会計繰入金 800 万円の増額につきましては、歳入不足を調整するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（吉谷友一） 福島議員

○議員（福島大朝） 気になる点があるんですけど、瀬戸診療所のももとの計画の予算 2 億 3,800 万計上されておるんですけど、9,000 万余りの減額があるんですけど、これ原因はどういうことでしょうか。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 瀬戸診療所におきましては、入院・外来共に前年実績等に基づき計上しておりましたが、実績を大幅に減少する・・・でございましたので、減額になっております。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。福島議員

○議員（福島大朝） かなりの予算との下がりっというのが、一般企業でしたら、何か問題があるんだ、人口減少でお年寄りが少なくなったのか、それともサービスに問題があるのか、入院患者の受け入れで病院の方の看護婦が足りないのか、他の八幡浜市立病院が新しくなったからそっちの方に流れてるのか、いろんなこう要因が考えられるんですけど、その点についてどのような分析をしているのか。

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） やはり一番の原因は人口減少ということで、先生からも聞いておりますし、事務長の方からも聞いております。しかしながら、看護師等のサービスも町民か

らいろいろと聞いてはおりますので、そこら辺は指導して今後改善するように行っております。

○議員（福島大朝） 最後。

○議長（吉谷友一） 福島議員

○議員（福島大朝） 私もなるべく毎月、瀬戸診療所を使って薬をいただく訳ですけど、本当お客さんが患者が少ない、直ぐ行ったら見てくれるのはありがたいんですけど、やっぱり何らかやっぱお年寄りがほとんどです。風邪とかそういうもうお年寄りをどのように囲い込むか。丁寧な優しいお客様サービスというか、それはやっぱり心がけないとこの診療所も維持できなくなる。このようになるとですね、できなくなると思うんですね。そこら心配して、ちょっと申した。以上です。

○議長（吉谷友一） 町民課長、何かありましたら。

○町民課長（中田克也） はい

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 今、議員さんご指摘のありましたように、やはり住民サービスが一番だと思っておりますので、人口減少のせいにするだけではなく。如何に町外に診療に行ってる方を診療所の方へ来てもらうかということを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。

○議員（竹内一則） はい

○議長（吉谷友一） 竹内議員

○議員（竹内一則） ちょっと今福島議員の質問に関連あるんですが、医師の方に問題はないんですかね。私はそれが一番やなかろうかと思うんですが。

○議長（吉谷友一） もう少し質問も詳しく、趣旨を。

○議員（竹内一則） 医師の方の診察、そこら辺の関係である先生はあんまり信用できんとか、掛かってる人の噂によると、そういう話を非常に多く聞かれます。そこら辺で患者数が減ってるんじゃないかと思うんです。人口減少も一番にあらうかと思いますが、この医師の問題がたぶんあるんじゃないかと思うんです。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長、ちょっと待って、町長

○町長（高門清彦） 医師確保につきましては、各市町村苦勞をしております。伊方町におきましてもそれぞれの診療所の中で、今の先生がどうのこうのじゃなくて、本当にいい先生に来ていただきたい。そして住民の生命を守っていただきたい。というふうな気持ちである訳でございます。先生方は、一生懸命やっただいておるといふふうに思っておりますが、町民の方からいろんな声もあらうかと思っておりますので、そういった点は踏まえてよい診療所の体制にもっていききたいというふうに思っております。九町診療所の先生も80も超えておりま

すので、医師の確保というものは、大変な時代へ入ってきてくるんだろうというふうに思っております。その点につきましても国のご協力を賜りたいというふうに思っております。若干答弁が違いかも分かりませんが、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第20号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第20号「平成28年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第21号

○議長（吉谷友一） 日程第18「平成28年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第1号）」議案第21号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（大野金能） 議長

○議長（吉谷友一） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（大野金能） 議案第21号平成28年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、予算総額から歳入歳出それぞれ141万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,176万4千円とするものでございます。

最初に、歳出からご説明いたします。6頁をお願いいたします。1款1項1目給食費の主なもの致しまして、11節需用費、賄材料費を141万3千円減額しております。

これは、計画給食数120,503食が学校行事及び大雨・台風等により、給食配給が中止となり実績見込みで114,245食となり、6,258食減となったものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。5頁をお願いいたします。1款1項1目給食費徴収金は、給食数の減に伴い、伊方給食センター91万8千円の減、瀬戸給食センター93万5千円の減、合わせて185万3千円を減額しております。

2款1項1目一般会計繰入金につきましては、台風等による給食中止に伴う材料費分と、検食材料・給食費徴収不足金を合わせて、25万6千円を計上しております。

3款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として、18万1千円を計上しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 21 号「平成 28 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 2 2 号

○議長（吉谷友一） 日程第 19「平成 28 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 22 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第 22 号 平成 28 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、愛媛県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき、広域連合への納付金が減額になったことが主な理由であります。

歳入歳出それぞれ 795 万 2 千円を減額し、総額を 1 億 7,073 万 8 千円とするものであります。

歳出より、主なもののご説明をいたしますので、6 頁をお願いいたします。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の賦課額の変更などにより、保険料と事務費負担金、合わせて 765 万 3 千円の減額でございます。

次に歳入でございますが、5 頁をお願いいたします。1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、保険料の賦課額の変更によるもので 693 万 3 千円の減額でございます。2 款 1 項一般会計繰入金は、一般管理費と広域連合納付金の合計額で 87 万 6 千円の減額でございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 22 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 22 号「平成 28 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 2 3 号

○議長（吉谷友一） 日程第 20「平成 28 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 23 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議長

○議長（吉谷友一） 保健福祉課長

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議案第 23 号 平成 28 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正の主な要因といたしましては、保険給付費などの給付実績の決算見込みによるものでございまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5,365 万 3 千円を減額し、総額を 12 億 4,501 万 1 千円とするものであります。

それでは、歳出より主な説明をいたしますので、8 頁をお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費及び、3 項介護認定審査会費につきましては、事務費の決算見込みにより増額でございまして、合計で 18 万 5 千円の増額でございまして。

2 款 1 項介護サービス等諸費でございまして、平成 29 年 1 月までの給付実績を基に見直しを行いまして、合計で 2,742 万 8 千円の減額でございまして。

9 頁をお願いします。同じく、2 款 2 項の介護予防サービス等諸費につきましても給付実績を基に、804 万 1 千円の減額でございまして。2 款 3 項その他諸費から、10 頁の 6 項特定入所者介護サービス等費につきましては、財源補正でございまして。

11 頁をお願いします。5 款 2 項包括的支援事業・任意事業費は、精算によりまして、93 万 3 千円の減額です。

次に、12 頁でございまして、6 款 1 項基金積立金は、歳入超過財源 1,744 万 1 千円の減額でございまして。

続きまして、歳入の主な説明をいたしますので、5 頁をお願いいたします。

1 款 1 項介護保険料でございまして、特別徴収保険料、普通徴収保険料を合わせまして、20 万 8 千円の減額です。

4 款の国庫支出金から、6 頁の県支出金までの介護給付費負担金などにつきましては、歳出の介護給付費の減額によりまして、4 款国庫支出金で 175 万 1 千円の減、5 款支払基金交付金で 933 万 3 千円の減、6 款県支出金で 463 万 3 千円の減額となっております。

6 頁をお願いします。8 款 1 項一般会計繰入金でございまして、介護給付費の減額によりまして町負担分の減額及び、事務費繰入金の増額によりまして、442 万 9 千円の減額でございまして。

7 頁をお願いします。8 款 2 項 1 目介護給付費準備基金計繰入金は、3,269 万 9 千円の減額としております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 23 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 23 号

「平成 28 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 24 号

○議長（吉谷友一） 日程第 21「平成 28 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 24 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議長

○議長（吉谷友一） 保健福祉課長

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議案第 24 号 平成 28 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正の主な要因といたしましては、介護予防ケアマネジメント委託料の増額が、主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13 万 3 千円を追加し、総額を 1,501 万 6 千円とするものであります。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、6 頁をお願いいたします。

1 款 1 項介護予防サービス事業費は、13 万 3 千円の増額でございます。委託料につきまして、ケアプラン作成委託は、更新件数の減により、8 万 7 千円の減額、介護予防ケアマネジメント委託は、新規・更新とも件数の増加によりまして、22 万円の増額でございます。

次に歳入でございますが、5 頁をお願いします。

1 款 1 項介護予防給付費収入につきましては、利用者の増加によりまして、介護予防サービス収入の 42 万 5 千円の増額でございます。

1 款 5 項介護予防ケアマネジメント収入につきましては、継続件数の減によりまして、21 万 4 千円の減額でございます。

2 款 1 項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金でございますが、歳入歳出差引分の 7 万 8 千円の減額としています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 24 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 24 号「平成 28 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 25 号

○議長（吉谷友一） 日程第 22「平成 28 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4

号)」議案第 25 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 25 号 平成 28 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 767 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 2,368 万 5 千円とするものでございます。

まず歳出であります。6 頁をお願いいたします。主なものとしまして 1 款 1 項 1 目公共下水道管理費の 27 節公課費ですが、平成 27 年度公共下水道事業特別会計の消費税及び地方消費税の確定に伴い還付となったため、384 万 6 千円を減額補正いたしております。2 款 1 項 1 目公共下水道建設費の 15 節工事請負費ですが、公共枡設置工事实績により 160 万円を減額しております。

続きまして歳入ですが、5 頁をお願いいたします。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 726 万円の減額、4 款 1 項 1 目雑入（消費税還付金）95 万円を追加補正しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 25 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 25 号「平成 28 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 26 号

○議長（吉谷友一） 日程第 23「平成 28 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 26 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 26 号 平成 28 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 286 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6,663 万 8 千円とするものでございます。

まず歳出であります。7 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目小規模下水道管理費の 27 節公課費 169 万 7 千円につきましては、平成 27 年度伊方町小規模下水道事業特別会計の消費税及び地方消費税算定に伴い還付になったことによる減額補正でございます。2 款 1 項 1 目

小規模下水道建設費の15節工事請負費は国庫補助事業の事業費精算による54万4千円の減額であります。

続きまして歳入ですが、5頁をお願いいたします。3款1項1目一般会計繰入金392万5千円の減額、4款1項1目雑入(消費税還付金)を161万8千円の増額補正としてございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより議案第26号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第26号「平成28年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

議案第27号

○議長(吉谷友一) 日程第24「平成28年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)」議案第27号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(小野瀬博幸) 議長

○議長(吉谷友一) 上下水道課長

○上下水道課長(小野瀬博幸) 議案第27号平成28年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ309万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,704万5千円とするものでございます。

まず歳出であります。8頁をお願いいたします。2款1項1目建設改良費の15節工事請負費285万5千円の減額につきましては、今年度事業費の確定に伴う減額であります。

次に歳入ですが、6頁をお願いいたします。工事費の減額に伴い国庫補助金・県補助金・下水道事業債をそれぞれ減額してございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより議案第27号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第27号「平成28年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

議案第28号

○議長（吉谷友一） 日程第25「平成28年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）」議案第28号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 議案第28号平成28年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ716万7千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ9,423万6千円とするものです。

その内訳といたしまして、まず歳入よりご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。1款1項1目売電収入におきまして、昨年6月の落雷の影響による1号機の長期運転停止及び、年間通しての風況に伴う収入減といたしまして、1,316万7千円を減額、2款1項1目雑入の600万円につきましては、落雷に伴う修繕費及び、利益保証の損害保険金を計上するものであります。

続きまして、歳出でございますが、6頁をお願いいたします。1款1項1目の11節需用費の修繕料につきましては、主に今年度、夏期の風の弱い時期を利用して、計画しておりました。ブレードの塗装修繕を落雷に伴う修繕完了までに期間を要したことにより、次年度に実施することにしたことに伴い716万6千円を減額するものであります。13節委託料の減額の主なものにつきましては、樹木伐採業務委託の入札減少金による110万1千円の減額であります。3款1項1目予備費につきましては、歳入歳出調製金といたしまして、163万9千円を計上いたしております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第28号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第28号「平成28年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第29号

○議長（吉谷友一） 日程第26「平成28年度伊方町水道事業会計補正予算（第2号）」議案第29号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 29 号 平成 28 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

表紙の第 2 条の収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして 5,224 万 2 千円を追加し、総額を 3 億 5,373 万 5 千円とするものです。

主に、第 1 項営業収益におきましては、給水件数及び全体的な使用水量の減少により基本料金・超過料金を減額したことによるものです。第 2 項営業外収益におきましては、主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分（赤字補填分）として他会計補助金を追加したことによるものです。

次に支出ですが水道事業費用を 430 万 1 千円減額し、総額を 3 億 2,934 万 6 千円とするものです。主に、第 1 項営業費用におきまして、総係費 1,689 万 9 千円の減額、資産減耗費 2,239 万 4 千円を計上したことによるものです。

次の頁をお願いいたします。第 3 条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入におきまして、807 万 4 千円追加し総額を 1 億 1,915 万 9 千円とするものです。主に、第 1 項他会計補助金に地方公営企業繰出基準に基づく繰出金を計上したことによるものです。

次に支出ですが、588 万 9 千円の減額としております。主に、第 1 項建設改良費におきまして、実績見込みにより減額した事によるものであります。施設の老朽化対策工事及び設計委託の減額、以下、予算に関する説明書 1 頁から 12 頁につきましては、実施計画書、実施計画明細書を、13 頁以降につきましては、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、平成 28 年度予定貸借対照表、及び、注記表を添付していますので、お目通しください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 29 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 29 号「平成 28 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 30 号～議案第 41 号

○議長（吉谷友一） 日程第 27 「平成 29 年度伊方町一般会計予算」議案第 30 号から日程第 38 「平成 29 年度伊方町水道事業会計」議案第 41 号までの予算関係 12 議案を会議規則第 37 条の規定に基づき、一括と審議といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 30 号 平成 29 年度伊方町一般会計予算から議案第 41 号 平成 29 年度伊方町水道事業会計予算までの 12 議案の説明を申し上げます。まず、平成 29 年度伊

方町一般会計予算でございますが、予算総額 80 億 2,626 万 1 千円でございまして、前年度対比マイナス 14.3%、13 億 3,438 万 3 千円の減額となっております。

歳出の主なものといたしましては、1 款議会費につきましては、議員報酬を含め 9,520 万 4 千円を計上いたしております。2 款総務費につきましては、庁舎エレベーター耐震改修工事 1,338 万 7 千円、町民の足を確保するためのデマンド交通運行経費 3,655 万 2 千円、ふるさとづくり自治活動推進補助金 3,643 万 9 千円など総額 12 億 6,749 万 8 千円を計上いたしております。3 款民生費については、対象を拡大した結婚祝い金支給事業 300 万円、第 1 子からの子育て応援券交付事業 262 万 9 千円、子育てガイドブック作成事業 275 万 4 千円、学童クラブの運営 1,375 万 8 千円、高齢者の生きがいがづくりのための野菜苗の配布 374 万 1 千円、高齢者配食サービス事業 759 万 8 千円、高齢者の健康増進のための温泉優待事業 916 万 6 千円など総額 17 億 9,226 万 7 千円を計上いたしております。4 款衛生費については、救急医療対策の負担金 1,197 万 9 千円、インフルエンザ及び肺炎球菌等の予防接種の経費 2,619 万 7 千円、中学生までの医療費無料化の助成 2,388 万 5 千円、ストックヤード新築事業 4,835 万円、塵芥収集車の更新事業 1,671 万 1 千円、ごみの収集・運搬及び焼却の経費 1 億 2,043 万 3 千円、総額 10 億 2,925 万 7 千円を計上いたしております。6 款農林水産業費については、新規就業者に対する支援 1,125 万円、有害鳥獣捕獲対策補助 888 万 2 千円、農業水利施設に係る県事業負担金 4,850 万円、稚貝の放流事業 900 万円、燃油施設更新事業 1,010 万円、九丁漁港海岸保全施設整備事業 5,402 万 4 千円、海岸保全施設長寿命化計画策定 3,500 万円など総額 4 億 7,673 万 3 千円を計上いたしております。7 款商工費については、商工会への事業費補助 1,308 万 4 千円、佐田岬灯台 100 年事業のイベント経費 1,830 万円、きなはいや伊方まつり等のイベント経費 2,622 万 4 千円、佐田岬灯台公園展望台測量委託 235 万 5 千円、温泉温浴施設修繕 2,154 万 5 千円など総額 2 億 2,754 万 9 千円を計上いたしております。8 款土木費については、町道・公園等の地域環境対策作業経費 4,554 万 6 千円、鳥津地区道路測量設計委託及び町道宇和海線などの道路新設改良事業 3 億 9,420 万 2 千円、県港湾事業負担金 5,888 万 7 千円、危険廃屋解体撤去等事業 2,100 万円、町営住宅屋上防水改修 2,250 万円など総額 9 億 993 万 6 千円を計上いたしております。9 款消防費については、八幡浜地区施設事務組合負担金 2 億 6,297 万円、消防ポンプ車・積載車・小型動力ポンプの整備 4,469 万 5 千円、災害時に備える備蓄品の購入 1,209 万 6 千円、場外離着陸場建設地調査選定委託 370 万 5 千円など総額 3 億 9,922 万 4 千円を計上いたしております。10 款教育費については、小・中学校の入学経費の助成 201 万円、スクールバスの運行経費 7,290 万 7 千円、各小学校のパソコン教室のパソコン更新事業 2,046 万 6 千円、生涯学習センターエレベーター耐震改修工事 585 万 2 千円、国体デモスポ・バレーボール大会の開催 4,373 万円など総額 7 億 6,009 万 1 千円を計上いたしております。12 款公債費については、定期償還元金・利子あわせまして、総額 10 億 6,117 万 9 千円を計上いたしております。以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、1 款町税は、町民税、固定資産税な

ど、27億9,621万6千円を計上いたしております。9款地方交付税は、普通地方交付税、特別地方交付税あわせまして、総額20億5,786万9千円を計上いたしております。13款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金1億5,425万8千円、電源立地地域対策交付金2億8,049万円など総額7億1,483万円を計上いたしております。14款県支出金は、障害者自立支援給付費負担金7,712万9千円、地域共生交付金1億1,703万2千円など総額5億6,391万6千円を計上いたしております。17款繰入金は、公共用施設維持運営基金繰入金5億5,920万円など総額6億3,462万5千円を計上いたしております。最後に20款町債は、合併特例上水道出資債3億530万円、臨時財政対策債2億3,000万円など総額7億5,720万円を計上いたしております。

以上、平成29年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計の事業勘定は、療養給付費10億6,739万円、共同事業拠出金4億3,894万3千円など総額20億4,621万9千円を計上いたしております。直営診療施設勘定は、3診療所の運営費5億1,262万8千円を計上いたしております。

学校給食特別会計は、小・中学生の給食費に3,231万6千円を計上いたしております。

港湾整備事業特別会計は、港湾施設整備工事に5,564万5千円など総額5,826万5千円を計上いたしております。

後期高齢者医療保険特別会計は、広域連合納付金1億5,658万8千円など総額1億7,129万2千円を計上いたしております。

介護保険特別会計は、施設介護サービス給付費4億1,776万8千円など総額12億1,208万円を計上いたしております。

介護サービス特別会計は、介護予防サービス事業費として総額1,630万7千円を計上いたしております。

公共下水道事業特別会計は、公共下水道管理費に5,732万6千円など総額2億2,876万3千円を計上いたしております。

小規模下水道事業特別会計は、公債費の元金・利子3,854万1千円など総額8,239万5千円を計上いたしております。

特定地域生活排水処理事業特別会計は、合併浄化槽設置費1,482万8千円など総額4,082万3千円を計上いたしております。

風力発電事業特別会計は、風力発電施設管理費3,412万9千円など総額6,193万6千円を計上いたしております。

最後に、水道事業会計については、収益的支出3億5,922万9千円、資本的支出7億1,978万9千円を計上いたしております。

以上、一般会計、特別会計10会計及び企業会計を合わせまして、12会計、予算総額135億6,830万3千円でございます。前年度対比マイナス7.8%、11億4,051万円の減額とな

っております。

尚、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、改めて担当課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉谷友一） お諮りいたします。只今の説明ありました、平成 29 年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手許に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ各委員会へ付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、平成 29 年度伊方町一般会計予算以下、予算関係 12 議案は、総務文教・産業建設・生活福祉の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定いたしました。

散会宣告

○議長（吉谷友一） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を、念のためにお伝えをしておきます。11 日から 12 日は、休会。13 日は、午前 10 時から各常任委員会合同によります、平成 29 年度予算の審議を行います。14 日は、休会。15 日は、午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上お伝えをし、本日の会議は、これをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

散会時間 15 時 11 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員